

平成18年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成18年3月15日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 西本 俊吉	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 本田 章紘	8 番 三和 郁子
9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	17 番 野並 享子
18 番 小菅 六雄	19 番 原田 薫
20 番 田中榮太郎	21 番 林 克
22 番 荒川 泰宏	23 番 河野 司

不応招議員

16 番 川口 東洋 24 番 秦 眞治

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
市民健康福祉 部 次 長	高田 一巳	教 育 部 次 長	高田 利江子
都 市 建 設 部 総括マネージャー	堤 文男	環 境 経 済 部 総括マネージャー	佐橋 市衛
広報秘書課長	富田 久和	総 務 課 長	竹内 睦夫
企画財政課長	中島 宗七		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	内堀	悟	事務局次長	井狩	重則
書記	川崎	和美	書記	赤坂	悦男

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 一般質問

開議 午前9時02分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前9時02分) ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 諸般の報告を行います。

出席議員22名、欠席議員2名、欠席議員は第16番、川口東洋君、第24番、秦 眞治君であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略いたしましたのでご了承願います。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第1番、西本俊吉君、第2番、矢野隆行君を指名いたします。

(日程第3)

議長(荒川泰宏君) 日程第3、一般質問。

昨日に引き続き一般質問を行います。順次質問を許します。質問にあたっては、簡単明

瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第3号、第1番、西本俊吉君。

1番(西本俊吉君) おはようございます。1番、西本俊吉でございます。私は今回の一般質問にあたり、与えられた時間を今大きな社会問題となっている子どもの安全に関する諸課題について質問展開してまいりたいと思います。

皆様ご承知のとおり、広島、栃木で起こりました幼い子どもの命が奪われる凶悪犯罪、さらには2月27日、長浜市でグループ登園の引率保護者が2児を殺害する、およそ常識では考えられない悲惨な事件が起こっています。また、お隣の守山市でも、ある朝熱のある1歳の子を、出勤するがためただ1人残し、夜遅く帰宅したときには我が子が息を引取っているという悲惨な事件も起こりました。その母親は、我が子を失うと同時に、育児放棄という罪に問われている状態です。よく、人の命は地球より重いと言われますが、命の尊厳そのものが軽んじられ、何か本当に人間とは何だろうと思わなければならないようなこの現代社会に対し、憂いを感じる次第です。これらの事故、私の知らない部分も含めて、たくさんの子どもがこういう社会の中で犠牲になられております。本当に悲しく、そして心からその子たちに対して、これから頑張ってよい時代をつくるからなというように思いで、安らかに眠られることを祈る次第です。

さて、質問に入らせていただきます。通学、通園並びに園、学校での安全体制の確保についてです。現在、子どもたちの通園、通学中の安全確保については、市内各地域において自治会、各団体、保護者、スクールガードなどのボランティア活動により、子どもたちが守られています。しかし、ボランティア活動に期待する方法のみでは、取り組みの地域における格差とかいふような問題があり、また、ボランティアという状態では、活動において、また期待する側からも限界があるかと思えます。特に、不測の事態が発生しても、現状のままではその責任を問うことは困難だと考えます。一方、保育園、幼稚園、小中学校、学童保育所など、子どもに関した施設全体も、ただ門扉を閉める以外具体的な警備の手だてもなく、本来伸び伸びと育てるべき教育環境を、いろいろな犯罪、事故から守るために閉鎖し、子どもの教育環境は決してよい方向には向かっていないと思えます。

私は、このような現状を子どもたちが安全で安心して学べる場にしていくために、本市において、できることなら機動性のある警備態勢を配備すべきと考えます。そして、子どもたちが、また保護者たちが安心できる教育環境を構築していただきたいということで提言させていただきます。いかがお考えか伺います。

次に、市が管理する子どもたちのための施設の耐震、防火対策は十分に備わっているのか。また、災害に備えた避難、救護体制は万全かお伺いします。昨日も代表質問等を聞いておりましたら、まだまだ耐震構造等における耐震診断等がまだできていない。今この時間に子どもたちが使っている校舎等があるというように聞き、大変びっくりしております。その辺について、前向きなご回答をお願いします。

学校、園並びに通学、通園バスの事故、犯罪に対する危機管理マニュアルは備わっているのか、お伺いします。また、これらに対する常日ごろからのいわゆる避難体制とか救助体制、そういうものを訓練としてどの程度実施されているのかお伺いいたします。

次に、交通安全対策ですが、交通危険箇所と思われるそういう市内の各地に、子どもの目線に合った、字の読めない子どもにでもわかるような、わかりやすい補助標識等を設置し、安全を喚起すべきだと思いますが、この提言に対する対応をお伺いいたします。

子どもたちが安心して遊べる場の確保についてお尋ねします。子どもたちが心身を健全に保ちながら、安心して遊べる場を確保することは大切です。現在、市内の公園、施設それぞれにおいて、遊具などの安全点検はどのように実施されているのか伺います。

次に、子どもをはぐくむ地域づくりについて伺います。市はほほえみ・ときめき、いろいろな施策としての基本プランはお持ちでございます。しかしながら、ただプランでなく、地域にやはりそれを生かすために、私は具体性を持ったもう少し前向きな対応が必要でないかなと思います。現代っ子は、残念ながら社会性に乏しいと感じます。生活の場であるまち全体が子どもの遊び場、そしてその遊びを通して学ぶ教育の場でもあり得ます。市の未来を託す子どものために、市民が参画した子どもをはぐくむまちづくりを展開すべきと考えます。ご所見を伺います。私は、子どもの安全と子どもの人権を守りたいとの立場から、極力子どもの目線に立ちながら質問を展開してまいりました。心の通ったご回答をお願いします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） おはようございます。

それでは、まず子どもの安全についての通学、通園並びに修園、修学時の安全確保についてお答えをいたします。

1点目の安全パトロール隊の設置と機動性のある保護体制についてであります。現在のところ、関係職員ということで生涯学習課、生活安全室、学校教育課による学期末など

の重点期間のパトロールを実施しております。また、学校、園における緊急時連絡体制は確立していますが、機動性のある保護体制については、警察など専門機関の力をかりる必要があると考えております。

2点目の学校、施設等の耐震、防火対策であります。学校施設は子どもたちが安心して学び、生活できる場であることが何よりも大切であります。その安全対策には万全を期する必要があります。このため、年次別計画を立てながら耐震診断を実施し、この判定結果によりまして、校舎などの補強工事に取り組むと共に、防火対策につきましては、毎年消防法に基づく施設の点検を行い、適正な維持管理に努めているところでございます。

次に、災害発生時の避難、救援体制であります。災害発生時における避難でございますが、日ごろから定期的に避難訓練を実施し、避難体制が万全に図られるよう努めております。救援体制につきましては、危機管理マニュアルに基づく体制の確立により、子どもたちへの被害を少しでも食いとめるよう努めております。

3点目でございますが、学校、園における危機管理マニュアルにつきましては、毎年見直しを図り、より実態に即した内容の検討を行い、防犯、避難訓練による防犯教室を実施しております。しかし、通学、通園バスの事故や犯罪、バスジャック等を想定したマニュアルの整備には至っておりませんが、バス運転士が対応マニュアルが記載された手帳を常時携帯していることを確認しております。

次に、交通安全対策にお答えをいたします。市におきましては、通学路における危険箇所の点検を小学校別に県あるいは警察、市の関係機関で実施しており、その点検結果に基づき順次交通安全対策の整備を行っているところでございます。

子どもの目線に合った補助標識の設置につきましては、各自治会において子どもにわかりやすい足型のストップマークなどを道路に張り付けることや、飛び出し防止看板を設置するなどの活動を通して、子どもたちの交通事故防止に努めていただいているところでございます。

また、保育園、幼稚園、小学校に対して、交通安全指導を強化し、子どもたちに危険箇所を認識させるための実地指導も行っております。

続きまして、安心して遊べる場の確保についてお答えをいたします。現在、当市では184カ所の公園があります。遊具、またネットフェンスなどの安全点検を専門業者に委託し、行っております。

最後に、子どもをはぐくむまちについてでございますが、ご質問のとおり、引きこもり

や異年齢の交流が少ないこと、社会性に乏しいことなどが、子どもに関わる事件の背景と考えられるなど社会問題となっております。子どもをはぐくむまちづくりと密接に関連して、市内では平成16年度から学区単位に国の補助金を受け、地域教育協議会が中心となり、「地域の子どもは地域で育てる」「子どもの居場所づくり」に取り組んでいるところでございます。地域のコミュニティセンターを居場所、地域が学校として、地域の大人が指導者、住民が先生となり、自然観察体験や昔の遊び、栽培や料理などの地域の特性を盛り込んださまざまな教室が開かれ始めております。行政としても、子どもをはぐくむまちづくりのために、本事業の趣旨を理解いただき、より多くの地域の方々の参画を得て居場所づくり、地域子ども教室が広がり、継続、発展されるよう支援したいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（荒川泰宏君） 西本俊吉君。

1番（西本俊吉君） ただいまのご答弁の中で、まず1点目の職員が機動性のある警備関係ということで発言しましたところ、職員がパトロールしていると。それは、具体的に市内をどのようにされているのか。いわゆる小学校が終わる時間というものはほとんど、低学年、中学年、高学年等に分かれつつも、ほぼ同じ時間帯に帰ると思います。そういう中で、ただご苦労さんですと一言かけながら回る。それでいいのかなと私は思います。

本当に子どもたちに対する地域での現場教育、そういうものを兼ね合わせた、数年前だったと思います。滋賀県が予算を持って毎日のように市内を巡回していました。そういうケースもありますし、それらを参考にして、ただ地域の皆さんにおんぶするのではなく、これはやはり子どもたちの安全を守るということから、今日的には行政の責務としての部分も踏まえながら、きちっと対応していただきたいなど。私もスクールガードとはどんなシステムかなと聞きました。確かに県が提唱しております。そして、各地域でやられています。けれども、その第一線の方にどれだけの温かみがあるかということ、年間幾ばくかの保険料のみというようにも聞いております。やはり、それ以外の方々についても、もっと市内で共通した一つのグッズ的なものでも、もっとどんどん出してあげて、そのボランティアにやる気を持ってもらう。今のボランティアは何か自発的なボランティアでなしに強制されたボランティアではないかと。それでは先が見えてくるのですね、当然。

だから、私が申し上げる1点目の自らの施設の守り、大事な子どもを守るその観点から、今たまたま管内の警察関係の方も鋭意努力されていますけれども、正直言いますと、大変なのだという思いの中で、何かあったらできないのだと。暇ということではないのですけ

れども、回れる時間帯はあるけれども、一つ何かあれば全然対応できないと。まして災害等が起こっているときに警察官にと、そんな甘い考えでは私は無理だと思うのです。やはり、自分のところで大事なたくさんの子どもを預かっている。備えあれば憂いなしと言います。そういう観点からの警備態勢を求めたいと思います。

それから、次に安心して遊べる場の確保については、184カ所とおっしゃったと思います。専門業者にその点検の頻度と点検結果についての報告、そういうものはきちっと受けておられるのかお尋ねします。こういう事故は全国的に見ましても、どこかで一つ子どもさんがけがをした、命をどうした、そんなことがあったらもう蜂の巣を叩いたように全国でマスコミに載るのですね。しかし、それが一山過ぎると、何もなかったかのようにもう絶対どうもないというような安心感が来るのですね、次に。それではだめだと思います。やっぱり予防という面からは常からの対応が必要ではないかと思います。

それから、教育部長に直接お伺いしても無理な話かもわかりません。確かに子どもの交通事故に対する対策、足型マーク、飛び出し防衛については、私はむしろどちらかというところとドライバー向けだと思います。

一例を申し上げますと、東京なのですけれども、ディズニーランドは皆さん一度は行かれたかなと思うのですけれども、あそこの施設は、全体の目線を大人の150、170じゃなくて、1メートル、子どもの背丈、大体就学前後のいわゆる幼稚園から小学生ぐらい、その子らの目線に合わせた低い設定になっております。私は何も野洲市内全部をディズニーランド化せいと言うわけでもありません。子どもから見た安全というものを確保するためには、その目線に字がなくても何か子どもたちに共通する意識がわくような、例えば「とまれ」というところへ行っても、子どもの目線では上を見なければ当然見えないのですね。視覚に入らないのです。行政マンの方、たくさんおられますからご存知だと思うのですけれども、小学生、先ほど申し上げました6歳前後の目線というのは、大人が150の視野があるのに対して、子どもの視野は90度なのです。また、上下120度に対して70度ぐらいなのです。言うならば、大人が水中眼鏡を装着して外を見る、それが子どもの視野なのです。だから、当然背の低い子どもが現場へ行ったときに、注意を喚起すべき「とまれ」とか「自転車」、いろんな大人標識があっても、子どもの目線には届きにくいのですね。

だから、そういうところに、先ほども申し上げましたように、何かよい手だてができないか。私もそんなに具体的にこうしたらいい、ああしたらいいという決定打を持っている

わけではないのです。そういうことをこれから考えながら、交通事故を少しでも減らしてほしい。

私も、せんだって守山市へ行ってまいりました。最近の交通事故の資料等を入手するため、滋賀県内、今年はちょっと特例ですけれども、死亡事故こそ減少方向にあるのですけれども、ここに滋賀県警の出している資料がございます。平成8年を100とした係数で、事故の発生件数は今129、具体的件数を言いますと、平成8年7,843件あった交通事故が、今1万を超えています。1万107です。死者は先ほど申し上げたように若干減少しておりますので、こればかりはその年によって大分前後しますから8割程度と。負傷者に至っては、先ほどの発生件数に比例して1万3,326人が昨年17年度中に負傷され、それは指数で表しますと、平成8年、約10年前に対して128%です。

そういうことを考えると、やはり私の申し上げている本当に子どもの目線を見た交通安全というものの対策、もう少し前向きに取り組んでいただければと思います。

あと、子どもをはぐくむまちづくり、平成16年から地域で協議をしながら進められているということですが、いろいろなケースがありますね。学童保育所とかいろんなところ、いわゆる集団施設に預けながら子どもを守ろうというスタンス、しかしやはり地域、まちが動くことによって、やはり家庭の味、そういうものも加味しながら、子どもを育てることが大事だと思います。できれば、もっと積極的に市がどうの、こうのになしに、自発的に市民が参画していこうとするような、まずは雰囲気、そういうものをつくりながら、少しでも子どもの居場所づくり、そういうものを積極的に展開していただければと思います。

以上、何点か申し上げましたけれども、再度ご回答をお願いします。できましたら、この子どもの視野の問題については専門家もおられるようですので、そちらからの説明もあればと思います。

よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 西本議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、パトロールの実施状況でございますが、これにつきましても、行政もできる限りということで、特に子どもの下校時をとらえまして、関係課が今のところ車でのパトロールでございますが、下校時に実施しております。

それと、次にスクールガードの関係でございます。これにつきましては、西本議員から

も質問がありましたように、こうした形で子どもたちの見守りということで、地域の皆さん方に本当にご苦労いただいていること、ありがとうございます。そうした中で、できるだけそうした方に、せっかく出ていただく中で特にその方が、スクールガードというか、やはり子どもの見守りをしていただくという方の目印といいますか、そうした意識を持つていくために、今のところ新年度の計画で予算をしております。そうした中で、やはりベストかそういうようなものをお貸ししながら、子どもの安全により一層活動していただくようなことも、今現在考えているところでございます。

もう一つの公園の184カ所の点検でございますが、これは業者による年1回の点検でございます。その結果についてはそれぞれの担当課に点検結果が来ておりますので、それをチェックしております。また、そうした中で、それぞれ自治会に公園の管理委託ということも支払っておりますので、そうした中で地域の地域の方にも点検をしていただいているところでございます。

そして、子どもの居場所づくりにつきましては、やはり行政といたしましても、今後とも積極的に支援をしてまいりまして、地域の皆様と共に子どもが楽しく過ごせる地域社会づくりに、今後とも支援してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、西本議員の再度の質問の3点目の子どもの交通安全対策でございますが、議員がおっしゃるとおり、本当に尊い命を交通事故でなくす、あるいはけがをすることというのは絶対あってはいけないというふうに子どもも認識をしております。交通対策は当然いろいろな地域の方、それから交通安全協会等がございまして、それぞれ守山警察署と連携しながら取り組んでおりますけれども、この問題点というのはこれからずっと続くというふうに思いますので、教育の現場あるいは地域、それから守山署、子どもたちのいろいろな組織を通じて、この対策の充実にさらに努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、最後の4点目で、教育部局の方でもお答えをいたしました。子どもが遊ぶ場所の確保という点のご質問がございました。この点につきましては、子ども部局では、子育て支援センター、あるいはいろいろな公共の施設を使ってそれぞれ地域のボランティア活動の中で子どもたちの遊びの場を確保するというような、いろいろな活動が各地域の中でも広がっております。今年度地域福祉計画策定の中で、各学区別にそれぞれの地域の

福祉課題を上げましたところで、やはり子どもを健全に育成していく、地域でやっていこうというふうな課題も各学区別に上がっております。来年度、実際に各地域でこの問題をそれぞれどういうふうに取り組むかという実践活動に移ってまいりますので、各地域の中でも、この問題を皆さんと一緒に議論をしてみたいと思っています。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 西本俊吉君。

1番（西本俊吉君） 再々質問させていただきます。

今、教育部長の方で、遊具等の安全点検、年に1回やっているというご報告をいただいております。できましたら、その報告を我々にもわかるような、何か結果一覧表等があればお示しいただきたいなと思います。

それから、先ほど冒頭質問しました学校、幼稚園等の安全問題ですけれども、その中通園、通学バスに触れた部分があったと思うのです。そこで、実際乗務している職員、ドライバー、それが危機管理に対して手帳を持っているというようにたしかお答えになったと思うのです。私が現場にいた時分には手帳すらなかったのです。だから、どういうものが渡されているのか。それは一般的な道路交通法に基づく安全運転のための、いわば副読的なものではないかと。例えば、左からの交差点事故があったとして、左から乗降口をふさがれたときに、中に50人の子どもが、小学生がいっぱい乗っているわけですね。運転手1人でどうにもならないときもあるのですよ。だから、そういうときに外部との連絡体制とかそういうものがきちっとできているのか。

または、幼稚園で幼稚園児が使うときに、非常口の開け方をいつ訓練されたのか。実績があるのだったらここではっきりと言っていたきたいと思います。先日、私は現場へ行って確認しています。火災の避難訓練は確かにやられていることは承知しております。けれども、そういう、今、全国的にグループ登園からスクールバスを利用してというような方向もあるのですけれども、そのスクールバスですら安全性を考えたらベストでないというような状態なのですね。幸い、子どもが乗っているときに事故はなかったです、ほとんど。けれども、空車のときには追突も受け、非常にバスも大きな破損をした覚えも持っております。そういうことを考えたときに、やはりあの便利をバスをいかに安全運行するか。もう一度原点からの安全対策、そういうものを確立していただきたいと思います。

私もこの場に加わる前から、守山警察署の広報隊の一員であります。時々、早朝パトロール、街頭パトロールもさせていただいております。けれども、やはり市街、小学校6つ

でしたかな、校区がある中で一斉にたくさんの子どもが帰るとき、機動性があるものをつくったからといってすべてその時点でクリアできるわけではないですけれども、ただボランティアに頼り過ぎではないかと。そういう意味では、行政として何とかやはりそういう方向にも、市も積極的な姿勢を持っていますというところを示さないと、ボランティア全体がもうひとつ自主的な参画状態ができてこない。そういうところから、ある意味では行政と市民とが協働で安全のために働いていくという形をとってほしいなと思います。

あともう一点、先ほど市民健康福祉部長には専門的なのと言ったのは、子どもの視野について伺いたいなという思いがあったのですけれども、ここに私が持っていますこれ、ふれあい通信というのですけれども、これはこの3月に滋賀県警本部が発行している、いわゆる事業者向けの、子どもの特性というものを網羅してプロドライバーについて安全喚起を促しているところです。また、これらも入手していただき、先ほど申し上げたような、何か今のこれをよしとするのではなしに、何か安全について意識を高められないか。そういう方策、これはもうどこがというのでなしに、やはりみなさん行政マンすべての知恵を統括するようなところで何かできないかという方向での検討をお願いしておきたいと思います。

以上で、私の再々質問を終わらせていただきます。ご回答をお願いします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 再度のご質問にお答えしたいと思います。

第1点目の公園等の点検資料でございますが、またお示しをさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、バスジャック等の想定マニュアルでございますが、これにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、業者のバスの運転手が持っているものでございます。その内容につきましては、バスジャックの対応マニュアルということで、犯人への対応の留意点というようなこと、あるいは社外への連絡をどのようにするというような方法ということで、9項目にわたってマニュアルを示しております。そうしたものについても、やはり市のバスの運転手もそうしたものを参考にしながら、今後このようなマニュアルを至急つくってお渡しし、また一度幼稚園等の避難訓練等も一緒にしていただくようなことも検討しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それと、それぞれ子どもの安全を守る体制がぬるいということでございますが、やはり子どもの命を守るのは大切でございます。そうした中で、住民の皆様と共に行政も精いっ

ばい頑張りながら、子どもの安全確保に努めていきたいと思しますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第4号、第20番、田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） 皆さん、おはようございます。

質問に入ります前に、平素は市長はじめ関係課職員におきましては、住民皆さんの生活の中でいろいろとご尽力いただいておりますことを、住民代表の一人といたしまして、敬意を表するものでございます。また、新年早々には野洲高校のサッカー部が全国サッカー選手権におきまして全国制覇をなし遂げてくれましたことは、市民にとって希望と感動を与えてくれましたことを感謝するものでございます。その後、一転いたしまして、長浜における園児殺害事件がございました。過日もおのおの代表質問の中で質問されておりました。また、担当者におきまして、いろいろと防衛策をご回答いただいておりますが、私はこれは根本は何であるかというような考えを持ちながら聞いておりましたけれども、一番肝心なのはコミュニケーション、一般社会、また生活の中でコミュニケーションの希薄さが問われておるなというような思いをしております。防衛策も肝心でございますけれども、このコミュニケーションによって知ることでもでき、訴えることもでき、話をすることもでき、見ることもできるのです。現在の社会は個人主義といいますが、個人志向で走っておるといような今、改めて見直さないといけないといような思いでございます。そういった中で地域の連帯感を持ちながら、行政と協働の安心・安全なまちで暮らせるよう、行政の方々も一生懸命その面におきまして取り組んでいただきたいなと、お願いするものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。簡単明瞭に質問させていただきます。

まず、市場化テスト導入についてでございます。我が国の景気は緩やかに回復しているものの、先行きについては原油や原材料の価格の動向に注意が必要と指摘し、景気回復の兆しには収益の増益基調、個人消費や生産活動が好調であると共に、政府が進めている構造改革により、揺るぐことなく改革の方針を貫いてきた結果、民間主導の道を歩んできたのも要因であると言われております。今日までは国、自治体などが独占している公共サービスの担い手を、社会的な官から民への構造改革の流れの中で、民間開放することの必要性が問われております。

また、地域経済活性化のためには、重点的な規制改革を進め、その成果と民間企業によ

る官製市場への参入が着実にできるように一層の開放が求められております。まさに官民競争の時代に入ってきたのであります。

これを可能にするために、政府は市場化テストを導入して、官と民との対等の立場で競争させる仕組み、すなわち透明、中立、公正な競争条件のもとで、よりすぐれた主体が落札し、サービスを提供する制度であります。これは、あくまで主眼であり、行政サービスの効率化、質の改善、向上が目的であります。政府においては、官業の開放を加速するために、今日までこの制度に対する課題等の改善を重ねられ、今通常国会での成立を目指して、2006年度から官民競争入札、すなわち市場化テストが始まる見通しとなりました。

また、一方では今年4月からスタートする指定管理者制度、49施設を本市においても導入されました。市場化テストの先取りとも言われる制度で、共通する面も多く、成果や課題を見極める必要があります。行政改革の一環として、この市場化テストに取り組み、立案することも重要であると思われませんが、本市としての導入のお考えを伺います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） おはようございます。田中榮太郎議員の市場化テストの導入についての答弁をさせていただきます。

経済環境の変化の中で、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し、小さくて効率的な政府を実現することは、国、地方を通じた我が国全体の喫緊の課題となっております。「民間にできることは民間に」の構造改革の具体化や限られた財源の中で、公共サービスの質の維持向上が求められております。

議員が指摘されるように、これまで官が独占してきた公共サービス全般について、その必要性や効率性を不断に見直すための手法といたしまして、官民競争の入札制度、いわゆる市場化テストがございます。

市場化テストは、透明、中立、公正な競争条件のもと、公共サービスの提供について、官と民が対等の立場で参加する競争入札を実施し、価格と質の両面でよりすぐれた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度であります。官の世界に競争原理を初めて導入し、これまでの官における仕事の流れや公共サービスの提供のあり方を改革するものでございます。まさしく議員が指摘されているとおりでございます。

市場化テストは、市役所の仕事の一部を外部委託する従来の競争入札とは異なり、ある公共サービスすべてを官民が対等に競争入札し、サービスの質や価格、効率面ですぐれた方を採用する仕組みでございます。我が国では、来年度からこのテストが入るわけでござ

いますけれども、国際的にはアメリカやイギリスなどの行政改革に熱心な国が導入しております。これらの国では上下水道や刑務所の管理、パスポートの申請の受領など、さまざまな分野に広がっております。

本市といたしましても、今後の行政改革の重要な手段となるものでございますので、国の来年度の市場化テストの動き、そしてまた県、他市の動向を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） まだ法制化になっておりませんが、具体的な方向で進んでおるといってございませう。

まず、私は導入していくというようなご回答をいただきまして、していくにはやはり民が受ける場合には現在まで不必要な規制、条例等がかかっているものを緩和、撤廃させることがまず前提ではなかろうかなという思いもしております。そして、民間部門で落札された場合、どの程度行政責任を受けていくのか。また、第三者に存在を与えた場合、そして2月10日に閣議決定になったのですけれども、その以前にはやはり公務員の処遇に対して問題もございましたけれども、それが特定退職制度を創設されたことによって、これはクリアされたようにも思われますけれども、その公務員が公権力の行使を負う形の中で、公務員の諸原則を民間において、公務員の立場でありながらそれが行使できるのかというようなことも考えていかなければならないなど。また、例えばこれから設立される給食センターにおかれましても、施設はこちらのものであっても、やはり全部、施設管理、また経理関係を担当する民間が受けた場合に、行政財産等の制度の改革もしていかなければならない。また予算的な、また会計的な面も検討せねばならないと思うわけでございますけれども、これは今後の課題ではあるのかと思いますけれども、その点をどのように考えていかれるのか。ちょっとその点をお聞かせ願いたいなと思います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 田中議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、2006年度で国がこの法案を成立させた以後、市場化テストを国の段階で行うという状況でございます。私どもが若干聞いておるのは、国としては独立法人等にやられている訓練関係の学校運営関係をまずテスト段階として出すように聞いております。そういうようなことで、私どもまだまだ勉強が不十

分でわからないところがございますが、先ほど答弁させていただきましたように、今後十分国の動き、またその結果等を勘案し、研究しながら、また自治体でどのような形で取り組んでいけるのか、またどのような効果が出てくるのかを研究、勉強してまいりたいと思いますので、この場で今具体的にと言われると、一つは先ほどもお答えしましたように行政改革の一つのツール、道具、手法であるという考え方をしております。そして、民間企業にこの部分を渡した場合、民間事業者に対する法で整備されている部分につきましては、民間事業者やその役職員は知り得た秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならないと。今現在公務員に課せられている形での法規制がかかると。刑法、罰則の適用については従事している公務員とみなすという形で法は規制を加えていくということでございます。

そして、給食センターについて若干手法、また従来指定管理の方法もございまして、そして民間に対する、またアウトソーシングの問題、いろいろと手法がございます。それにつきましては、今現在は直営で運営しておりますので、出発時は直営という考え方で今、行政対応で出ております。ただ、将来的にはやはり行政改革の視点から、今とっている方法が一番であるという形ではなく、常に研究していかなければならないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） この市場化テストに入ります前に、国としては部長が申されましたように、試行段階を踏んで市場化テストに臨んだわけでございまして、自治体におきましては、まず公募を中心とした住民票、戸籍謄本等の窓口を中心とした市場化テストを言われておるのでございまして、現在もいろいろ人材派遣、またシルバーセンターさん等々によってこの事業が行われておりますけれども、これを一括した方法をとられるのも一つの手法ではないかというようなことも言われております。それによって経費削減もできると。官の仕事をさせた場合にどれだけのメリットが生まれるかわかりませんが、それは競争の中でやることによって、官が受けたということにおいてはかなりのメリットがあるのではなからうかなと。私も参考に新聞等を見させていただくと、やはり先ほど言った給食センターにおきましても、官がやっておる半分で、2分の1で経営が成り立つような数字も出ておりました。そういうことから、やはり十分に行政といたしましても勉強をしていただき、この厳しい財政の中でもございまして、法制化になった暁には、十分条例なり取り組んでいただき、この手法を取り入れるのも一つの収入の道ではなからうかなと思いますので、これは要望としておきます。今後、法制化になった場合には取り組む

ようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第5号、第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。

私は野洲市食育のまちづくり条例の制定をということで、大層な題を上げてしまいましたが、昨年7月、食生活の改善を目指す食育基本法が施行されました。国や自治体に食育の推進を義務付ける他、生産者あるいは食品業者には安全な食品の提供を要請、学校も給食や総合学習などで食育の実践が求められております。

現在、私たちの食生活について、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、女性の過度のやせたい志向などの問題、さらに食の安全上の問題や食の海外への依存の問題等が指摘されております。知恵の教育「知育」、道德教育「徳育」、体の教育「体育」、いわゆる「知・徳・体」それぞれの教育の根本に食育があると、これは昔から、明治のころから多くの専門家が指摘をしております。最近のすぐ切れる子ども、あるいは想像できないような事件を起こすような子どもも、彼らの乱れた食生活と無関係ではないということも言われることがあります。

昨日の梶山議員の代表質問の中でも少し重要なポイントに触れられましたけれども、私は野洲市食育のまちづくり条例を制定して、食育を主眼とした総合的なまちづくりの推進を図ろうと提案をするものであります。

平成13年9月には、隣の福井県の小浜市で食のまちづくり条例が制定されて、食育文化都市として売り出しといたしますか、まちづくりのかなりの部分をそれを中心に動かしているという、そういう自治体もございますし、あるいは、まだぬくぬくですけども、平成17年12月16日に、島根の出雲市で食育のまちづくり条例というのができております。そういう市の基本条例を定めることによりまして、大人から子どもまで、すべての市民が健康で活力のある人生を送るための知識を学び、実践し、もって健康で文化的な市民生活と明るく活力ある野洲市を目指そうという、そんな条例でございます。

提案だけでは質問にはなりませんので、幾つか具体的に質問したいと思いますが、今、市では食育に対しましてどんな考え方で、どのように取り組んでおられるのか。また、市内の学校の授業のカリキュラムの中ではどう扱っておられるのか。学校給食の中でどう反映させるのか。農政の中で、またどう位置付けておられるのか。これからそれらをどうしようとしているのか。その辺を質問したいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 皆さん、おはようございます。引き続いての一般質問、大変お疲れと思いますけれども、よろしく願い申し上げます。

ただいまの田中良隆議員の食育のまちづくり条例の制定、条例の制定という基本的に、根幹に関わることでございますので、私の方から一部分お答えを申し上げたいと思います。

4つに分けて質問されましたうち、2つについては教育委員会でお答えをいただこうと考えております。

平成17年7月に施行されました食育基本法の前文において、「21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体をつちかい、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことが大切であり、食育は生きる上での基本である」、このように規定されておりました、非常にこの言葉を読みまして、私もこの理念には大いに賛成をするものでございます。

そこで、ご質問の本市の食育推進に向けた今後の取り組みでございますが、基本法第18条の規定によりますと、県の計画に基づき、市町村は推進計画の策定に努めると、こういうことになっております。このことから、今後県の動向を注視しながら計画策定に向けて取り組みを進めてまいりたいと、このように考えます。

なお、ご提案をいただいております野洲市食育のまちづくり条例につきましては、現時点では考えておりませんが、食育推進計画の策定にあたり、市民の食育に対する一定の意識が高まり、機が熟した段階には、市民のためのまちづくりの有効な手法であると考えておりますので、その時期にはご理解を賜りたいと思います。

次に、現状での食育に関する取り組みの状況でございますが、教育関係については後ほどお答えをいただくということにしますが、健康増進の観点では、妊産婦や母子、成人、高齢者等に対しまして、健康相談や健康教室の中で栄養指導ということをとらえながら行っていきたいと考えております。

また、安全な農作物の地産地消の推進につきましては、すまいる市の拡充の支援や観光ハイキングの中での「春菊団子づくり」の体験などを行っていただいております。なお、平成18年度に整備が整いますが、オープンは19年度と申し上げてはいるのですが、学校給食センターにおいても、可能な限り市内でとれた米や新鮮な野菜を使っていく方向で現在関係者と調整中でございます。

食育の農政の中での実現についてでございますが、食育の推進は地域農産物の消費拡大

を図ると共に、安全な農作物の生産を推進し、消費者と生産者との信頼関係を構築することにつながります。ひいては地域社会の活性化を図り、豊かな食文化を継承することができるものと思います。このような意味において、農政として行う農林水産業の振興は、食育推進の中で非常に重要な位置付けになると認識しておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） それでは、2点の関係につきましては教育委員会関係でございますので、お答えをいたします。

第2点目の授業のカリキュラムの中でどう扱っているかにつきましては、平成18年度県の学校教育の重点目標の一つに食育の推進が掲げられております。そこで、市内の小中学校長に対しまして、各学校の給食目標に沿った特色ある取り組みの実施、また給食を通じた親子活動、給食だよりなどを通じた啓発、また地場産業の活用、伝統的な食文化の伝承及び地域人材の活用について、一つでも多く授業のカリキュラムの中で取り組みを始めるよう指示をいたしておりまして、現在も実施している状況でございます。

また、3点目の学校給食の中でどう反映させるかにつきましては、先ほども田中議員からありましたように、朝食を抜く小学生の割合をゼロ%となるように努力すると共に、地元で収穫された食材の使用割合を国が掲げる数値目標30%に近付けるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） ありがとうございます。

食育というのは、大人も子どもも含めまして、生涯教育の大きなテーマであると思います。たまたま今日、新聞折り込みの中で市の広報紙、「広報やす」3月15日版が出ていましたが、その中でも食の講演会ということで、食べることは生きること、食品ではなく食べ物を食べようということで、3月18日の1時から野洲文化ホールでやりますよという、そんなことも出ています。私も行きたいのですが、親戚の法事で行けないわけですが、こういうこともどんどん進めていただきたいと思ひますし、もちろん食べることは生きることと切っても切れないという、そんな関係でございます。市を挙げて取り組む課題だと思ひますが、教育委員会について再質問したいと思ひますが、この本は、これは実は農水省の中でも特に近畿農政局が食に対して非常に熱心に取り組んでおります。近畿農政局が出

した本です。その中に、先ほど私の最初の質問の中でも生活習慣病という話が出ましたが、この生活習慣病という言葉自体は最近出てきた言葉ですよね。昔は成人病といって、隣の守山市には成人病センターというのがありますが、あれももう名前を変えた方がいいのではないかと思います。最近成人病という言葉が余り使わなくなりました。この本の中にも書いているのですが、私も同感だと思いますので、少し触れさせてもらいますと、「今、10代の子どもたちの間で糖尿病などの生活習慣病が急増しています。小学生が糖尿病にかかったり、脳内出血で倒れたりといったことが珍しくなくなってきました。かつては成人病と呼ばれた成人病などが、中高年だけではなく、子どもたちの健康をも損なうようになりました。もはや成人病という呼び方では実態に合わなくなりましたので、生活習慣病という言葉が使われるようになったのです」、そんなくだりがございます。

先ほどの答弁の中で、朝飯を抜く子どもをゼロにしようというのがございました。私も政府の食育計画案というのを、30ページになるものを読ませていただきましたけれども、これを見ていますと、何か懐かしいようなそんな、確かに私自身も含めて反省すべき部分が多分がございます。ご飯粒残したら目がつぶれるだとか、昔そう言われたわけですが、そういうことも最近言わなくなりまして、私もできるだけご飯を食べる前には手を合わせて「いただきます」をしようと思っているわけですが、実際に学校給食の中では「いただきます」とか「ごちそうさま」とかされているのですよね。いろんな書いてある本を読みますと、給食代を払っているのに何で「いただきます」をしないといけないのか、恵んでもらっているのと違うぞという、そんな議論がされているということも聞きますし、「いただきます」をするのは、やっぱり命をいただいているという、そんなところから来ていると。あるいは、食卓に並ぶまでの生産者からいろんな人の手間がかかっていると、それに感謝をするという、そういうのが基本だと思いますが、実際に今現在、朝飯を抜いている野洲の子どもたちはどれぐらいいるのかなと、そういう調査をされたことがあるのかなと、その辺を伺いたいと思いますし、これから5年間で100%という政府の数値的な目標があります。データによりますと、これは国の基本計画を検討されている座長、猪口食育担当大臣ですが、彼女は今度、3月19日に草津のエストピアホテルで少子化の講演をされますが、この中では、2000年度で小学5年生で4%がとっていない。20代の男性は30%がとっていない、2003年度。30代の男では23%がとっていない、2003年度。感じとしますと、20代独身はとっていないくて、結婚するとしようがなしにとっている人もいるのかなと、そんな数字にも読めますけれども、いずれにしても小学校はゼロ%

20代、30代の男性はいずれも15%以下になるように目標を設定したと、そんなところでございます。そういうことが計画案の中に盛り込まれておりますし、学校給食での地場産品の使用割合を全国平均現在の21から30%以上に、あるいは計画そのものは各県では100%、市町村では半分以上の市町村でつくることというような計画案が示されております。その辺の数字ですね。

それと、食育というのは食べることだけではありません。むしろ、それを体験することによってどういう過程で食べ物ができてきたか。その辺を学習してもらおうということも非常に大事なことであります。私もスクール農園に関わってもおりますけれども、現在野洲市内の幾つかの公立の学校で、その辺はどうなっているのかなということをお伺いします。予算的にもどうなっているのかなと、そんなところもお伺いしたいと思います。

皆さんご存知のように、農政サイドの話では、農政事務所というのが、米の検査等々民営化になりまして、彼らも食育だとかそっちの方に力を入れるような方向に向いております。ですから、先ほど言いましたこの本を出している近畿農政局もそうですが、滋賀県の、この辺でいいますと大津に農政事務所がありますが、彼らも食育の担当の職員がおります。ですから、各学校が要望したら、要請したら1時間なり2時間なりのそれに対する授業を受け持ってくれるのです。ギャラなしでやってくれるわけです。近畿農政局はかなり熱心にやっております、私も地元の小学校で2年ほど前に小学校6年生の授業を受け持ったことがあります、準備が大変ですけれども、やりかけるとなかなかおもしろいものです。そういうような取り組みもこれから必要だと思いますし、その辺は実際にはどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 田中議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

まず、子どもの朝食抜きの実態でございますが、なかなか調査は難しい中でございますが、学校に問い合わせましたところ、やはり学校でいろいろばらつきがあります。少ない学校では1%の学校もありますし、多い学校では8%台の学校があります。そうした中で小学校6つの平均をいたしますと、3%余りが朝食を抜いているというような現状でございます。

それと、給食時の礼儀というか、道徳、作法でございます。これはもちろん「いただきます」「ごちそうさま」というのはそれぞれ学級担任の方で指導をしながら、子どもたちにも意識付けをしております。そしてまた、感謝の気持ちという心を持つということで指導

をいたしております。

そしてまた、もう一つのスクール農園の状況でございます。これにつきましては、事業費が各小学校で6万円で、2分の1が県の補助金でございます。その一例の実態でございますが、中主小学校ではそれぞれ地域の方々、特に農業体験ということで、地域の人々と連携して農業体験を通して自然との関わり方や農業の大切さを学び、人との関わり合いの楽しさを体験して、豊かな心をはぐくむという目的で実施しております。そうした中で、1つ、2つでございますが、中主小学校では4月にはお米についての調べ学習、5月には田植え、6月には草取り、水の管理、観察、10月に稲刈りということで、また11月に収穫祭を行っております。篠原小学校につきましては、同様でございますが、また脱穀作業を実際に体験するというので、この脱穀作業についても昔の脱穀、篠原小学校については「篠原もち」ということで有名で、そうしたもち米の栽培をしております。もち米ということで昔の脱穀機を利用して収穫もやり、11月には収穫祭、10月にはわら細工等もしております。あるいは野洲小学校につきましては、さらに大きくということで、そうした取り組みの中に、11月には収穫祭ということで銅鐸の集いということで収穫を祝う集いもされております。また、そうした中で3月には赤米に加工して卒業式当日に卒業生に送るということで、4月にはまた赤米を加工して入学式当日に新生児にプレゼントするというような取り組みも行っております。以上のような状況でございます。

(発言する者あり) はい。そうした施設にも子どもたちが持って行って、それぞれ米の大切さを伝えているという状況でございます。

以上でございます。

議長(荒川泰宏君) 田中良隆君。

10番(田中良隆君) ありがとうございます。

学校の取り組みにつきましては、私も少しは伺っております。教育長も実感として感じておられると思いますが、それぞれの校長の考え方によってその熱の入れ方というのですか、その取り組みというのはかなり違って来る。私ももう十何年来お付き合いをしておりますが、そういう感じがしております。その辺、皆熱心に取り組んでいただけますようお願いしたいと思います。

もう質問ではありませんが、食育につきましては、行政、学校、地域社会、そして家庭が連携して取り組まなくてはならない課題でございますが、この機会に学校と家庭がより連携を深めまして、家庭による食育を取り戻す機会になってほしいなと思います。まず学

校にいる時間もそうですが、24時間のうちほとんど家で、少なくとも3食のうちの2食は食べるわけですから、まず家庭が基本だと思います。でも、そういう家庭に指導するというのは学校の、普通の親御さんでしたら学校からそういう指導をされたらしようがないなという人の方が、普通はそういう人の方が多いと思いますから、そういうような前向きな指導をお願いしたいと思いますし、また問題となっておりますのは、今の国の基本計画案の中でもうたっておりますが、生産者と消費者が全然つながらない。特に都市の生活者については、食べ物というのはスーパーで買うものだと、それまでの経過というのは全然見えない。その辺が大きな問題であると、その辺にもっと関心を持ってもらうようにということで、今現在では、全国レベルでは日本国民の7割が食に関心がある、あるいは少しぐらいあるという答えだそうですが、それを9割にされようとしているわけですが、ちなみに野洲市におきましても、例えば市民農園的な場所を提供したりだとか個々にされている方はありますけれども、きのうでしたか、一昨日でしたか、市長が答弁されましたが、マイアミの前24反空き地がありますね。あそこを何か聞いていますと150万円の草刈りのコストをかけているという、そういう話がありました。それなら、150万かけるのであれば、もうちょっとブロック整理して区画を細かくすれば、市民にどうですかと言えば、貸して下さいという人が恐らくあると思います。市長は何年か先に宿舎が足りないからという話でしたけれども、たちまち来年、再来年には難しいかもしれません。それまでのつなぎとして、少なくとも草ぼうぼうにして草を刈るだけよりはプラスじゃないかなと、そんな気がします。

私はまちづくりの条例として提案をしたわけでございますが、私も含めて反省ですが、野洲のみんながご飯を食べるときには手を合わせて「いただきます」、あるいは「ごちそうさまでした」、それが当たり前のように言えるような野洲市、皆さん方もそうだと思いますが、非常に高い高級なレストランに行っても、やっぱり手を合わされている方ありますよ。私ら普通の一般庶民、平民の感覚としたら、あんなところで格好悪いなという、そんな感覚がないわけではないわけですが、でもそれを見たときというのは、人間みんな何かほのぼのとしたものを感じますよね。そういう市民であってほしい。私も含めて反省ですが、家でもそうです。学校でもそうです。前の喫茶店で昼飯を食うときでも、やっぱり私はこれから手を合わせたいなと思って、自分への戒めも含めまして宣言したいと思いますし、条例の提案につきましては、すぐどうこうなるとはもちろん思っていないわけですが、市民のそういう議論、考え方の盛り上がりの一つのきっかけになればということでお話をさ

せていただきました。みんながご飯を食べる前に手を合わせれば、非常にいい、優しい、何かほのぼのとしたそんな雰囲気野洲市になるのではないかなと、そういう思いであります。

市長、質問ではございませんが、コメントがありましたら一言、二言お願いしたいと思います。終わります。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） いろいろと心温まる質問なり提言をいただきました。

私は、かねてからまちの駅をということで提言をいたしまして、いろいろと検討もいただいているのですが、それはあくまで生産者と消費者のコミュニケーションを図りながら、おいしいものをつくっていただいておいしいものを食べていこうと、顔の見えるような野菜を食べてもらおうではないか、つくってもらおうではないかと、こういう思いをしておったのですが、今、田中議員のお話を聞きまして、その中へ食育というものを基本に置きながら、また一つの要素を持って運営ができれば非常にいいものができるのではないかと、こんなヒントをいただきました。ありがとうございました。そういうことで、食については市民挙げて取り組んでいくべきものであろうという認識を持ちました。

大変ありがとうございました。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時46分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第8番、三和郁子君。

8番（三和郁子君） それでは4点お尋ねをいたします。重要施策検証でまず伺います。

企業統治、コーポレートガバナンスという言葉があります。これは多様な企業活動を監督し、健全で効率的な経営を実現するための思想、理念、規範などの基軸であり、企業文化の根本となるものです。この基軸がしっかりしている企業は、社会貢献度や認知度も高く、他に先駆けて発展し続ける企業と言えます。最近、建設関連やIT関連企業で反社会的行為が頻発しています。これも、このコーポレートガバナンスの欠如による基軸がぶれた顕著な例と言えます。

さて、合併して1年半が経過、2回目の通年当初予算が上程されたこの時期において、市民の生命、人権、財産を担保することを第一義とする自治体の根幹に関わる基軸の設定

がなされているのか、検証を試みながら伺いたします。

第1点、野洲市の憲法とも言えるまちづくり条例の策定作業の進捗、納期がいまひとつ明確ではありません。タイムスケジュールを伺います。

第2点、17年3月議会で提言いたしました寄附条例については、まちづくり条例策定時に並行して検討するとの意向を伺っておりますが、位置付けはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

第3点、今後行政運営には市民との協働が大切であり、パブリックコメントの尊重が重要になります。単独条例制定、もしくはまちづくり条例に含めることを提言し、所見をお尋ねいたします。

第4点、旧野洲町は14年半ばの財政非常事態宣言、15年度には財政再建団体への転落を避けるべく財政構造改善計画の推進を宣言し、旧中主町共々改善計画の推進がなされてきました。しかし、合併の繁忙を理由にとんざしております。合併後の財政状況はさらに困窮している状況にも関わらず、財政構造改善計画が示されない中での予算編成は指針なき予算精査、構築となります。借金がふえ続ける予算構造を心配している市民の皆様にとって不幸なことであり、職員の皆様も不同意のはずです。この観点から、2項伺います。

4-1、新財政構造改善計画策定推進のタイムスケジュール。

4-2、改善課題及び数値目標の対応。

第5点、14年度の予算付けを初年度とした行政評価システム導入による行政改革についても、財政構造改善計画と同じ状況にあるのではないのでしょうか。行政自らが従前の予算執行の考え方の視点を変え、市民サイドに立った財源の効率化を目指し、全事業を対象にシステム導入を宣言し、既に4年が経過しております。実施可能な段階まで進捗していると認識しております。推進の現状及び実施のタイムスケジュールを伺います。

第6点、野洲川、日野川の氾濫、浸水を想定したハザードマップや大規模地震の想定が示された中、本市においても地震、風水害に関する野洲市地域防災計画の策定作業は間もなく完了し、洪水、土砂災害及び防災ハザードマップについても、18年度には相当の進捗があるものと評価しております。近年各地で起きるこれらの災害は、広域かつ甚大なものであり、一自治体の防災対応ではシステムが機能しないことが明確になっています。このことから、本市も広域防災システム整備を急ぐべく、近隣自治体間において事務レベルの推進連絡協議会の設置などにより、進捗を図っていると伺っております。このことに関

連して2項伺います。

6 - 1、18年度に作成される洪水、土砂災害及び防災ハザードマップは、近隣自治体との調整、関連付けはなされていますか。

6 - 2、広域防災システムの進捗現状及び策定のタイムスケジュール。

第7点、高齢者福祉サービス提供に対し、大規模施設の依存度が高くなると保険料が上がる想定ができることから、空き家などを利用した小規模の地域密着型サービス提供に注力すべきとかねてから申してまいりました。直近では本市の考えも地域密着型サービス提供の方針を提唱されており、期待いたしております。

野洲市が目指す地域密着型福祉サービスとはどのようなものか。実施レベルの具体的な考えと手法について説明を求めます。

2件目、18年度当初予算関連で伺います。まず、18年度当初予算編成についてですが、

第1点、12月議会で18年度の予算編成の方針について、緊急性の優先順位を精査し、徹底した歳出の見直し、効率化、重点化を進め、一層所要財源の捻出努力と示されました。その精査の詳細及び財源捻出の成果を金額で詳細にお伺いいたします。

第2点、学校清掃委託費関連で伺います。私はかねてから学校のトイレ清掃は人を思いやる心、嫌なことでも率先して行動する、きれいに使用することはみんなのため、自分のためなど、社会性、協調性、いわゆる公德心を養うには最適の実践教材であり、子どもたちが自分の手で清掃することが望ましく、業者委託には異議を申してきました。18年度には予算措置が見受けられません。大変評価いたしております。関連して3項お伺いいたします。

2 - 1、措置しなかった理由と期待する効果は。

2 - 2、清掃対応は具体的にどのように変わりますか。

2 - 3、教職員の清掃指導レベルは確保されましたか。以前に確認したところでは、教員が清掃指導できないから委託していると伺っております。見解をお伺いします。

3件目、情報公開、情報提供サービスについて。

多くの市民の皆様は、行政や議会への漠然とした不満や批判はありますが、野洲市の現状や将来イメージに対する関心度は残念ながら高いとは言えません。行政は議会の様子や審議内容を市民の皆様リアルタイムに伝え、市民の皆様が議会や行政運営に対し一層関心を高めていただく努力を払う必要があります。この視点から、平成12年にはモニター

テレビの設置、ビデオテープの放映、貸し出しや平成13年には合併による公益サービスの地域間格差を是正するため、中主、野洲両地区の公共施設で同時モニター中継し、リアルタイムかつ平等なサービス提供が必要であると提言してまいりました。このことに係るサービスは、1、議会傍聴制度、2、議会だよりの発行、3、議事録の閲覧、新しくは議事録のネット公開やモニターテレビ公開と、努力の跡がうかがえます。しかし、いつも申し上げておりますが、アクションを起こせばそれは新たなスタート、PDCAの管理サイクルを継続的に回し、さらに改善を模索していく必要があります。この観点からいま一度この事柄について提言しながら伺います。

第1点、庁舎ロビーモニターは職場内にあるモニターのようであり、市民が気軽に会話しながら長時間視聴するには不向きと言えませんか。また、コミセンやすのモニターは、職員の方が、職務の一環とは思いますが視聴されている様子があり、市民が気軽に視聴できません。一工夫する必要があると考えますが、所見を伺います。

第2点、庁舎及びコミセンやすの2つの場所は、野洲市全域から多くの方が庁舎を訪れます。議会日程の詳細及び傍聴やモニター視聴の呼びかけを看板や庁舎内放送でPRすべきと思うが、所見を伺います。

第3点、分庁舎の中継モニターテレビ設置について、所見を伺います。

4件目、学校教育・少人数学級と園児・児童の安全について。

少人数学級に関して、現在野洲市では県費負担による小学校及び中学校第1学年35人学級の実施及び市費負担の臨時的任用教員による小学校2・3年の算数科を対象とした少人数授業や複数指導が実施され、徐々に教育現場の充実が図られてきています。しかし、国レベルでゆとり教育を含む学習指導要領の見直しが行われようとしていることは、学校教育の基軸が定まっていないという危うさも見え隠れしています。

さて、18年度の県予算に、県教委は35人以下の少人数学級授業関連で非常勤講師など計84人が必要になるため、約1億2,800万円の予算措置がされていると承知しております。県予算が可決された場合、野洲市への人的及び経費配分はどのようになるのか、お伺いいたします。

次に、児童の安全に対し提言いたします。痛ましく理不尽な犯罪から園児・児童の安全を守る決定的な防御策がここに来て見出せない状況にあります。通い道で子どもたちを見守る多くの市民の目が光っていることを、犯罪者に意識させることが防犯の最大の防御策の一つと言えます。この観点から、園児・児童が園や学校から帰る時間に各園、学校の放

送設備で適当な音量による、これから子どもたちが帰ります、子どもたちの安全のために見守って下さいといった帰宅のアナウンスと、テーマ音楽を放送することを防犯の一助として提言します。所見をお尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 助役。

助役（川尻良治君） 三和議員の重要施策の検証についてのご質問のうち、第1点目から第5点目までに関しまして、私の方からお答えいたしたいと思います。

まず、第1点目でございますが、まちづくり基本条例の制定のタイムスケジュールに関しましては、昨日藤村議員のご質問にお答えいたしましたように、現時点での予定といたしましては、平成18年度内の制定を目指し、市民活動促進委員会を母体として協議をお願いしていく考えでございます。しかしながら、議論の深まりによりましては時間を要する場合も想定されますことにつきましては、ご理解をいただきたいと思います。

次に、第2点目の寄附条例の制定についてでございますが、ニセコ町に見られますように、ご提言をいただきました条例につきましては、今後市民で構成します市民活動促進委員会で、その内容がまちづくり基本条例に馴染むのか、あるいは単独の条例が適しているかなどを含めて、幅広くご意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

第3点目のパブリックコメントに関しましては、行政運営における市の重要施策や方針に関する市民の意見反映の手段として有効であるものと認識しております。このパブリックコメントに関する条例での規定につきましては、例えばまちづくり基本条例で方針を規定し、その手続等に関する詳細は附則や要綱にゆだねる方法がいいのではないかとこの点も含めまして、これから本格的に議論が始まります審議会で慎重に検討いただきたいというふうに考えております。

第4点目の合併後の財政健全化のタイムスケジュールでございますが、平成18年度に策定する予定をいたしております。平成18年度決算見込みでは、これまで不足財源を補っていた基金がほぼ底をつく状態となりますし、また合併前の普通建設事業や合併協定に基づく各種の事業によりまして、市債の償還残高も増嵩することになります。財政健全化計画では、市民の理解と協力を得ながら、歳入の確保と歳出の見直しによる財政の健全化を目指していくこととなります。なお、具体的な手法あるいは数値目標などにつきましては、今後検討してまいりたいと考えているところであります。

第5点目の行政評価システムについては、平成16年度において各事務事業の評価単位の設定を実施した後、平成17年度については総合計画の施策体系の検討にあわせて、施

策レベルでの目的や成果指標の設定を実施しました。この行政評価システムは、平成19年度に発効いたします総合計画の進捗管理ツールとして必要になってまいりますので、来年度におきましては、ご指摘のように市民の方々の満足度向上と効率的な予算編成を実現するため、市の施策マネジメントシステムとしての構築を目指してまいります。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 三和議員の第1点目の重要施策の検証の6点目についての質問、洪水ハザードマップについてであります。お答えさせていただきます。

野洲川と琵琶湖につきましては国が、日野川につきましては県がそれぞれ時期を異なつて浸水想定区域を発表されております。特に、本市の場合は3つの浸水想定区域の整合を図る必要があると考えております。行政間を越えた避難箇所の設定もあることから、近隣との調整並びに協議が必要と考えております。

なお、土砂災害ハザードマップにつきましては、近隣自治体との調整は現時点で考えておりません。

また、防災ハザードマップについては、地震による危険性が指摘されています中で、市として防災上最も考慮すべき地震は琵琶湖西岸断層帯であることから、県が公表された琵琶湖西岸断層帯等による地震被害予測調査の数値をもとに、市内における揺れやすさマップ、地域の危険度マップ、そして火災、人的被害のマップを作成する予定であります。

続きまして、6の2点目の広域防災システムについてであります。地震などの広域災害を想定し、湖南地域全体を一つの災害対策地域としてとらえ、湖南4市の防災担当と湖南広域行政組合、消防本部を交えて広域防災体制の方針等を検討しているところであります。具体的には、県が実施しました地震被害想定結果に基づき、被害の最も大きくなる琵琶湖西岸断層帯による地震を対象として被害を想定し、市行政、消防団、組合消防本部が連携した防災体制として、各市及び消防組合本部における防災体制の現状を整理、また被害想定及び対策案の検討をし、今年度末を目処にまとめていく予定でございます。

続きまして、2点目の18年度予算関連のご質問でございますが、まず第1点目の18年度当初予算編成の方針では、すべての事業をゼロから見直し、徹底した効率化に努めた結果、ほとんどの科目において前年度予算額を下回ることとなりました。一方、障害者の自立支援関係事業、児童手当の支給対象拡大、介護予防事業の充実など法的に要求されるもの、そして洪水、土砂災害、地震など、災害や有事に備えるための事業や子どもの安全確保の事業など、緊急性が高いもの、そしてコミュニティセンターや給食センターの建設

事業など、合併協議に基づく事業には重点的に配分いたしました。財源の捻出につきましては、法人税収の伸びや基金からの繰り入れ、また市債の発行で捻出したところでございます。なお、平成18年度に策定いたします財政健全化計画において、新たな財源の確保と受益者負担の原則に立った負担の見直しを検討してまいります。

続きまして、3点目の情報公開、情報提供サービスについてのご質問にお答えいたします。

第1点目の庁舎ロビーモニター及びコミュニティセンターモニターについてのご質問にお答えします。今現在、庁舎ロビーに設置していますテレビモニターは、ご指摘のように会話しながら長時間視聴するには不向きでございますので、今後人の皆様にはコミセンやすの会議室に設置しているモニターを視聴していただくようご案内をいたします。また、市職員につきましては、今後コミュニティセンターやすでのモニター視聴はしないよう徹底いたします。

第2点目の議会日程、傍聴及びモニター視聴の呼びかけについてであります。議会日程及び傍聴につきましては、現在広報紙、ホームページに掲載しておりますが、モニター視聴についても積極的にPRをしてまいります。

第3点目の分庁舎の中継モニターテレビの設置の件についてであります。基本的にはこの議場内での傍聴をしていただきたいという思いから、現在のところ分庁舎でのモニター設置は考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、引き続きまして、三和議員の重要施策検証の第7点目のご質問にお答えをいたします。

市が目指す地域密着型サービスについてでございますか、この地域密着型サービスが要介護の状態になっても住み慣れた地域で日常の生活を支えるために、認知症対応型のグループホームや、通いを中心にした要介護者の状態や希望に応じ随時泊まりや訪問を組み合わせてサービスを提供する小規模多機能型居宅介護や夜間対応型の訪問介護など、6種類のサービスがあります。事業所の指定、監督につきましては、市町村が担うことになっております。整備計画につきましては、それぞれの市町村が設定をいたします日常生活圏域ごとに施設整備を図ります。本市の場合は、中学校区を単位といたしました日常生活圏域を3カ所に区分いたしまして、平成18年度から平成20年度までの3年間に申し上

げました小規模多機能型居宅介護と認知症のグループホームの2種類について整備をしようとするものでございます。これにつきましては、本年度調査をいたしましたニーズ調査の結果、あるいは各地域での要介護者の状況等を踏まえまして、介護保険運営委員会に諮り決定したものでございます。整備補助につきましては、国の交付金を市が受けましてサービス事業者に補助することになっております。また、事業者の指定につきましては、公平かつ透明性を確保するため、被保険者をはじめ、事業者や学識経験者からなる地域密着型サービス運営会議において選定をし、適正な運営を確保してまいりたいと考えております。

最後に、本市が目指す地域密着型サービスについてですが、地域に開かれた透明な運営と可能な限り在宅での日常生活に近い内容で、職員をはじめ馴染みの人間関係の中で、高齢者の自主性を尊重したサービスを提供したいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 三和議員の18年度当初予算関連のご質問のうち、第2点の学校清掃委託関連に対するご質問にお答えいたします。

まず、1点目の措置しなかった理由と期待する効果でございますが、学校のトイレ清掃は日常、児童・生徒及び教職員が清掃しております。そのところへ月2回業者に委託した対応をしておりましたが、昨今の財政環境が大変厳しい中、委託費を削減したものでございます。

次に、2点目の清掃対応でございますが、具体的にどのように変わるのかについてでございます。業者と同じようにはできませんが、これまで同様学校の日課として児童・生徒及び教職員がトイレの清掃に努めてまいります。

また、3点目でございます。教職員の清掃指導レベルは確保されたかについてでございますが、とても業者と同じようにはできませんが、清掃業者が行った方法を少しでも取り入れる努力と工夫をしながら、教職員の清掃方法の向上に努めたいと考えております。

続きまして、最後のご質問の学校教育・少人数学級と園児・児童の安全についてお答えいたします。

本市立小中学校におきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づきまして、県教育委員会が定めた基準に従い学級編制をしております。本年2月、県教育委員会から新たに示された基準によりますと、従来からの小学校第1学

年及び中学校第1学年における35人学級編制が拡充され、小学校第2学年及び小学校第3学年から第6学年のうちの1学年において、35人学級編制または非常勤講師による複数指導、または加配教員等によります少人数指導のいずれかを各学校が選択することになりました。

本市の場合、平成18年度県学級編制基準によります県費負担教職員の増員は現時点でございません。したがって、ご質問にあります人的、経費的配分は期待できないところでございます。

次に、園児・児童の安全についてでございますが、ご提言いただいておりますとおり、子どもたちを見守る最大の防衛策は、多くの市民の方による見守りであると同様に考えております。このことは、今後もあらゆる場で市民のお力をお貸しいただけるようお願いしていく所存でございます。

また、児童の最終下校時におけるアナウンスや音楽を流すことは、子どもたちに注意喚起を促すため、今までから校内放送として行っているところでございます。この校内放送を校外への安全啓発として活用していくことにつきましては、周辺住民の方への協力依頼をする上で効果があると考えられますが、学校の地理的な状況等も考えますと、住宅密集地域での騒音、逆に散在地域では放送が届かない等、課題もございまして、周辺住民の方々に理解を得る必要もございます。今後は、効果的な実施が可能であるか、校園の意見も聞きながら検討していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 三和郁子君。

8番（三和郁子君） それでは再質問いたします。

私は二セコ町はじめ3市町を視察してまいりました。いろいろなところのまちづくりについての関係では、まちづくり条例関連では18年度内に今の答弁では制定計画というふうにお聞きしましたので、少し安堵しております。

寄附条例とパブリックコメントについても、しっかり整備願えることを求めておきます。

次に、財政関連についてでございますが、旧野洲町で進められていました財政構造改善計画に、公債費の抑制策といたしまして、15年度以降の借り入れについて変動利率の導入と長期債の借り換えを計画し、今日まで継続的に実施されているものと思っておりますが、実態、実効性が見えておりません。そこで、関連して4点お伺いいたしますが、1点目ですけれども、旧2町を含む15年度以降に対応した変動利率導入と借り換えの実績及

びその軽減効果、金額をお伺いいたします。

2点目ですが、日銀は当面ゼロ金利を維持した中で量的緩和を解除しました。また、緩やかながら金利の上昇も予測されます。起債や借り換えに対する金利方式の選択について、どのように考えているのか所見をお伺いいたします。

3点目ですが、17年度末に1億6,055万3,000円の繰り上げ償還がございませうけれども、全償還残高に対して、0.4%ですが、次年度を考えれば600万円程度の利息の軽減となり、実効性のある財源の捻出となります。多少無理をしてでもこの償還残高の0.5から1%程度の繰り上げ償還を継続的に実施してはどうかと考えますが、所見をお伺いいたします。

次に、地域密着型介護サービスについてですけれども、この事業のアウトラインが少し理解できました。しかし、この事業の立ち上げにあたっては、拠点となる施設に大きな初期投資をしないことを前提に考えないといけないと思います。以前から申し上げておりますが、空き家などを手当てすることがコスト削減の切り札かと考えられますが、いかがですか。近江八幡市では、18年度から3カ年に13カ所の空き家や空き店舗を利用した地域密着型福祉サービスの開設を打ち出しております。成果を上げるまでには5年、10年とかかかりますが、さらなる具体化を早急に進めていただくことを求めておきます。

次に、18年度当初予算関連で伺いますが、今、1点目の質問の回答が、私が聞いている趣旨とちょっとずれているのですね。再答弁を求めますけれども、理由を言いますと、今の答弁では、財源の捻出はたしか法人税収の伸びとか基金の繰入金、市債の発行により捻出したという答弁だったと思いますが、捻出というのはひねり出すとか苦労して考え出すというふうな意味だと私は思うのですけれども、行政用語と私の考えが違うのかどうか。答弁の税収とか繰り入れとか市債の発行が努力してひねり出した「捻出」と言えるのか。ちょっと的が外れた答弁だと思いますが、今すべての事業をゼロから見直ししたら、ほとんどの科目で前年度予算を下回ると言われましたね。その結果を私はお聞きしているのです。例えば、A事業を精査したら、これこれの根拠で何円の財源を捻出したとか、科目を見直したら何円捻出できたといった、その内容を聞いているわけなのですね。もっと真剣にとらえていただかないと困りますね。私は精査の詳細と財源捻出効果金額を質問しておりますので、再答弁をお願いいたします。

次に、学校清掃委託関連で2点お尋ねいたしますが、今、財源の環境がよければ予算措置をしていたということですか。まず、これを1点伺います。

そして、第2点ですが、トイレ清掃は荒廃した心の基礎、公德心を養うには好ましい実践教材として多くの学校で実践されております。財政事情で予算措置するとかしないとかという問題でなくて、私は子どもたちの将来を案じてこのテーマをとらえております。この観点から、このテーマを教育長はどのように思われるのか。まずお尋ねをいたします。

次に、情報サービスについてですが、基本は議会傍聴にあることは私も理解しております。しかし、旧中主地区の皆さんにとっては、本庁まで来て下さいとだけでは努力不足ではないかなというふうに思います。テレビ中継を行うには、回線設置などの課題もあり、困難だということは理解できますけれども、しかし情報サービスに地域間の不平等とか格差が生じている現状については、真摯に受けとめるべきであり、改善しなければならないというふうに考えます。1点提言して所見を伺いますが、分庁舎で1日遅れで議会の録画放映をしてはどうでしょうか。これはあしたからでも実施サービスができると思いますので、所見をお尋ねいたします。

学校教育関係で伺いますが、野洲市の場合、この措置に関わる人的経費配分はないとのご答弁でしたけれども、本年1月現在の各校のクラス編制、児童数を検証してみますと、措置基準に適合するケースが多くあると思われれます。例えば、特に38人以上のクラス編制が想定される学校が中主小が新3学年、篠原小の新4・6学年、三上小の新4学年、北野小の新4学年、他にも祇王小の新5学年、野洲小の新3学年、北野小の新5学年は36人、37人のクラス編制があって該当するように思います。野洲市の現状が他の市町と比較して特異な形になっているとは思えません。全く配分が認められないのは疑問に思います。配分が得られなかった理由について、学校別に説明を求めます。

そして、園児・児童の安全についてですが、原点に戻って考えていくべきだと思います。私がアナウンスや音楽テーマということを出しましたけれども、教育長も私たち同じ年齢だということで、昔帰るときにカラスが鳴くから帰りましょうとか、今来たこの道帰りゃんせとか、そういう、気を付けて皆さん帰りましょうというふうな音楽が流れていたのですね。それは、遠くで口ずさみながら帰り、そうすると向こうから母親がこっちを見たり、近所のおじさん、おばさんたちがお帰りなさいと、そういう和やかな雰囲気の下校があったはずなのです。それが今、何か原点のところからだんだん遠のいていっているなという気がしますので、私はもう一度原点に戻ったそういう和やかな、子どもたちが口ずさみながら下校できるようなという意味で、音楽ということを提言させていただきましたので、再度教育長の見解をお尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 三和議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点の財政関係、公債費の借り換えの問題で何点かご質問があるわけでございますけれども、1点目は旧2町、平成15年度以降の関係で借り換えの実績でございますね。旧2町の分は実績がございません。

そして、次に金利に対する所見を伺いたいということでございますが、金利の見直し、経済状況によって高金利が変動し、現在も若干大きな動きがあるわけでございますけれども、その中で、やはり今現在借り換えをやります部分については5年後利率見直し方式による市中銀行分でございますけれども、この部分が利率見直し方式による借り入れということで、5年ごとに利率を見直して借り換えをやるという形でございます。ただ、今後経済状況等もございますので、変動がいいのか固定がいいのかという選択肢も出てくるということで、今後こういう形で、できるだけ財源的余裕が出てきましたら、先ほども3点目で、17年度12月議会で議決をいただきまして繰り上げ償還をさせていただいて、発生する利子分の財源効果という形で取り組ませていただいているわけでございますけれども、今後一律にこの部分でやっていくということについては、今現時点では答弁できないわけでございますけれども、先ほど助役が答弁いたしましたように、財政健全化計画の中での一つの手法ということで、今後取り組んでまいりたいと考えております。

そして、次に当初予算関係で、答弁についてもう少し具体的な部分、金額的な面等でご質問がございました。科目別の細かい点につきましては、それぞれまた委員会がございまして、そこで関係課が説明をいたしますが、概略的に申し上げますと、予算要求時点で歳入に対する歳出の超過額が約70億円ございました。そして、この部分の中で査定におきまして全般的に見直した関係で、見直しにどのような点で、要求からの視点で整理させていただいたかということにつきましては、原則的でございますけれども、先ほども申しましたように、新規の事業については法的要求される以外は原則として予算化しないと。そして、普通建設費は合併関連事業や緊急性の高いもの、先ほど言いましたような形の部分、また次年時以降に先送りができるという部分については次年時以降に先送りして検討するという形でございます。そして、全般的に出ましたのは、職員や行政委員の県外研修は原則として削減をしております。そしてまた、あとは施設の維持経費、事務的な経費については、職員の知恵によって克服してもらいたいということで、全般的な削減を行っております。

そして、職員の削減部分といたしましては、まず管理職手当の10%カットを予算作成段階で打ち出しました。そして、今議会で提案させていただいておりますけれども、調整手当を廃止し、地域手当を制度的導入いたしますが、その廃止というところ辺で、こういうような形で、先ほど申しました70億円のうち査定で約21億円の削減を行っております。そして、今度は入りの部分でございます。市債の発行で約36億円、基金の繰り入れ13億、法人税の税の伸びの状況等を勘案し、歳入を歳出の方と整合性をとるという形で予算編成でございます。

そして、最後の質問で、情報公開、モニターの件でございますけれども、中主地区の住民の方々には分庁舎についての、先ほどの答弁では努力不足ではないかということでございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、基本的にはできる限り本庁舎、この議場の方で傍聴していただく。そしてまた、過去の経緯から言いますと、そのためにバリアフリーも行ってきました。そして来られたときに、やはり入りにくいという方については、先ほど言いました庁舎内で見られるスペースをこしらえました。そういう中で、今新たに他の施設での提案ということで、現時点では考えておりませんけれども、やはり市民のニーズ等々がございますので、その辺は検討してまいりたいと思っております。

そして、ビデオ放映を具体的に提案いただいたわけでございますけれども、場所等の関係もございますので、この場でしますという回答はちょっとできかねますので、いいご提案でございますので、現在この議会のビデオは撮っておりますので、それは早急に検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 三和議員のご質問の中で教育長の見解をと、こういうことでございますので、少しお話をさせていただきます。

1つ目は便所の件でございます。議員もよくご承知のことと思いますが、財政事情、これはもう無視できません。そういうことが一つあります。

それから、便所掃除を通しました心の教育といいますが、私はこれを軽視しているわけではありません。これは私はいいい教育の機会だろうと思っております。そういうことから、次長が答えましたように、プロ並みにはいかないけれども、子どもたちに、私たちが便所掃除をしたらきれいになった、気持ちよくなった、そういう実感、そういう体験の積み上げを大事にしていきたい、このように思います。これはまさに心の教育であろうというふ

うに思います。そういう思いをしているわけですね。

それから、もう一つは下校時の放送、子どもたちが帰るころになりますと、「夕焼けこやけ」の歌が聞こえてくる。いいですね。大変いいと思います。私は長い教職経験の中から、一つ辛い経験をしているのです。何かといいますと、昔は朝起きて昼間働いて、夜になったら寝るといふ、そういう生活をする人が多かった。ところが、最近は就労の形態が変わってきました。3交代。そうすると、3交代で仕事をしている人はちょうど子どもたちが帰るころに、音楽が鳴るころに寝たいと。そういう人もおられるのですよ。それで、非常に学校の近くで放送やらするでしょう。そうすると、それは怒られるのです。しかられる。そういうことがありますので、学校周辺の事情とか、これは次長が申し上げましたとおりですが、いろいろな状況はありますけれども、私はそういうふうに和やかな安心・安全のまちができればいいなと思っていますよ。そういうようなことが進んで、もう子どもの安全確保は絶対大丈夫だと。世の中がそういうように平和になりましたら、これはそういうことも考えてもいいと思いますが、今そういう社会の変化によりまして、いろんな問題が出てくるであろうと、私はそのように思っております。私の思いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 少人数学級編制につきましてのご質問にお答えします。

先ほども少し触れさせていただきましたとおり、少人数加配につきましては、新たな制度といたしまして学校に選択を任されている制度でございます。学校をそれぞれ挙げていただきましたが、私の方にあります手持ちの資料でいいますと、中主小学校は2学年を少人数学級で標準学級数3のところを4学級にするというふうに聞いています。それから、祇王小学校は1年と5年で行います。それから、三上小学校ですがこれは1学年、野洲小学校は1学年、北野小学校は5学年で行います。議員ご指摘のとおり、少し大きい在籍人数を抱えている学級もあるのですけれども、この制度につきましては、少人数に割りましたときに20人以上でないといけないということと、既に少人数加配のあった学校について担任を置くのか置かないのかという選択でしたので、今申しましたような学校での少人数学級編制となりました。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 三和郁子君。

8番（三和郁子君） 今、総務部長の方から、当初予算関連で委員会で精査された結果

をまた説明するということでしたけれども、私はこれは全般にわたっての関連でお尋ねしていただきましたので、それぞれの委員会別でお話しされても、ここでしっかりみんなが共通認識する形での説明をいただきたいなというふうに思いました。それでお伺いさせていただいたのですが、ちょっと今の答弁では、一般質問ですのでここでお答え願いたいなと思われましたので、再度確認させていただきます。

それと、今、教育長の方から世の中が平和になるようにと、そうなれば何も考えることはないですね。そういうふうに私も願っておりますが、3交代の方たちのそういう状況もわかります。ですが、何か工夫すれば、もっと子どもたちが大人になっても心に残るものをこの下校時に教育の方から考えていくのも、これは私たち大人がしっかりと伝えていかないといけないというふうに思いますので、今の教育長の答弁でしたら、3交代、近隣の方、そういう社会の方を今考えられましたけれども、やはり子どもをつくっているのは大人ですから、その辺をもう少し議論をしていただいて、子どもたちの安全・安心のまちづくり、平和なまちづくりをよろしく願います。

それと、情報サービスについては議会傍聴が、ということでありましたけれども、やはり中主地区の方に対しては、これは地域間の不平等ではないかなと先ほど私はお尋ねしたのですが、そのところはやはり議会傍聴が根本的なものであるという答弁でしたけれども、これもちょっと、旧中主町の方、旧庁舎もございますので、その辺のところはやはり一考願えればというふうに思います。

時間も来ておりますので、もう一点済みません。起債先について、先ほど政府資金とか県振興資金、縁故債などいろいろな形があると思うのですね。そのところの内訳もお尋ねをしておきます。

時間も来ましたので。野洲市の最優先課題はやはり財政構造改善、財政構造改善の設定、これは遅れてはならないというふうに思っております。18年度末の財政状況はお財布を逆さにしても何も出てこないまでに底をつくと言っています。先々、市民の皆様には振れませんでは済まされませんので、民間企業でいえば赤字会社が成り行きで経営しているということですので、頑張りを求めておきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 三和議員の再々質問にお答えします。

その前に、先ほど答弁で私の方が分庁舎におけるビデオ放映につきまして、検討または考えるという答弁をさせていただいたわけでございますけれども、この議場のカメラ設置、モニター設置等も含めまして、過去議会で十分ご論議いただいて決定していただいたという経過もございますので、またこのモニターにつきましては議会の広報活動でありますので、議会と相談させていただきますという形で答弁を訂正させていただきます。どうも済みません。

それでは、再々質問にお答えいたします。まず、先ほど答弁で申しましたのは、当初予算関係でございますけれども、今回議案として提出させていただいておりますので、それぞれの委員会で議案説明を行います。そういう中で、全体的な形で答弁をさせていただきました。もう少し詳しくということでございますので、部単位で申し上げますと、議会事務局関係で当初の要求額が2,892万1,000円でございます。そして、予算につきましては2,295万5,000円でございます。そして、政策推進部については6億6,033万6,000円でございます。当初予算額としましては6億4,214万7,000円でございます。そして、総務部は12億5,840万9,000円でございます。そして当初予算額が10億9,894万1,000円でございます。そして、市民福祉部につきましては、当初要求額40億41万5,000円でございます。当初予算額が39億353万8,000円でございます。都市建設部が当初要求16億5,171万7,000円でございます。当初が14億3,460万2,000円でございます。環境経済部が当初が25億1,160万5,000円でございます。予算額が19億4,112万円でございます。教育委員会が43億4,817万1,000円でございます。当初予算額33億3,136万円でございます。監査事務局は259万5,000円が要求額で、当初予算額が174万2,000円でございます。農業委員会要求額が900万7,000円で、当初予算額が877万6,000円でございます。これについては、人件費等は含んでおりません。一応こういうような形で、内容につきましては先ほどお答えさせていただいたように新規事業で法的以外、また合併協議等々以外についてはできるだけ先送りという形、そして、職員、行政委員の県外研修は原則として削減、そして経常経費、日常的な部分についてはすべての項目で削減をしております。以上、1点目のお答えとさせていただきます。

そして、債権の内容でございますが、一般会計の公債費の17年度末の償還元金でどこから借りているのかという累計の別でございます。財政融資資金で97億9,168万8,000円でございます。そして、簡易保険積立金から借りておりますのが26億6,622万8,000円です。公営企業金融公庫から借りておりますのが8億1,914万7,000円です。縁故債につきましては58億2,695万1,000円です。それ以外のところが25億4,359万8,000円です。そして、まだ確定はしていないのですが、今年度末までの借り入れ予定が35億8,240万円でございます。合計で252億3,001万2,000円でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、議席番号第10番、田中良隆君より発言を求められておりますので、これを許します。

10番（田中良隆君） 先ほどの私の一般質問等の発言の中で、「平民」、そして「目がつぶれる」という不適切な表現がありましたので、これを削除いたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第7号、第4番、内田聡史君。

4番（内田聡史君） 4番、内田聡史でございます。本日は2件の質問をさせていただきます。

現在、本市におきましての情報発信として、月2回の広報と年4回の議会だよりの発行、そして市役所のホームページによるものが主な情報発信、情報提供の手段となっております。この中で、ホームページの活用、充実について質問させていただきます。

高度成長期の中で登場したいわゆる三種の神器、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気掃除機は、1973年のオイルショックのころには、一家に一台の普及を見ました。また、1960年代から普及が始まった乗用車、エアコン、カラーテレビ、そして近年では携帯電話、デジカメ、パソコン等のIT製品、情報通信製品が急速に普及しています。

その中で、パソコンの世帯普及率は内閣府の調査と総務省の調査で違いはありますが、1990年代後半から上昇し、2001年には50%を超え、2004年には65.7%と広く普及したことがわかります。また、2000年ごろから急速に普及が広がったインターネットがパソコン普及率に大きく影響を与えています。

次に、インターネットの利用者数と人口普及率ですが、年々増加し、2004年にはそれぞれ7,948万人、62.3%という調査結果が出ております。滋賀県において、パソコン普及率は、1991年には全国で1位となり、2004年の調査結果でも普及率は

76%と、全国順位は3位となったものの、普及率は高いものとなっています。また、2004年には国民1人当たりのインターネット利用時間が37分に対し、新聞を読む時間31分を初めて上回ったという興味深い調査結果も出ています。以上の調査結果から見ても、本市及び全国的にインターネット普及率は年々増加していると考えられます。

ホームページによる本市からの情報発信は、市民の皆さんが情報収集をする手段の一つであると共に、県内そして全国へ野洲市の存在のアピールにつながると考えております。今年には野洲高校サッカー部の全国大会優勝、そして第5回自治体環境グランプリでの優秀賞受賞と、多くの人たちから自治体から、本市は今までにない注目を浴びています。また、県大会や全国大会も開催できる野洲市総合体育館、希望が丘文化公園、守山市と共同運営するサッカー場、駅から徒歩わずか数分という一等地にある野洲市文化ホール等の充実した施設が本市にはあります。今後も多くの人たちが各地から詰めかけてこられることが予想されます。ホームページを今よりも充実させることにより、本市に関心を持つ人や訪れようとする人への情報提供、情報発信を手軽で簡単にさせることができるのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、次の3点について質問させていただきます。

1点目に、ホームページ上での情報の更新状況やチェック状況はどのようになっているのでしょうか。

2点目に、インターネットのEメールを利用した市への意見や提言、苦情等はどれくらい寄せられているのですか。また、その返事はしっかりと行われているのでしょうか。

3点目に、今後のホームページ上での情報発信や情報提供にどのようなビジョンをお持ちか、お聞かせ下さい。

次に、すまいる市についての質問をさせていただきます。

先月2月16日で、世界が地球温暖化問題に取り組む「京都議定書」が発効されちょうど1年を迎えました。国内の自治体はエコドライブの普及、食器のリユース、太陽光や風力を利用した自然エネルギーの利用など、各地の特色を生かしさまざまなすぐれた取り組みを進めています。市民レベルではリサイクルできる資源ごみの分別回収、バイオディーゼル燃料の原料になる廃食油の回収、生ごみの堆肥化等、市民の皆さんの意識も年々高まっています。

本市におきましても、ISO14001の認証取得、住宅用太陽光システム設置補助金の助成、また来年度中には市民、事業者、行政が協働して環境基本計画が策定されるなど、

環境保全への取り組みが強化されています。

このような環境問題への取り組みが高まる中で、先日開催された第5回自治体環境グランプリで、野洲市と民間が協働で推し進めてこられた「環境と経済の両立を目指す『すまいる市』」が、滋賀県で初の優秀賞を受賞したことは大変喜ばしいこととあります。環境面での効果や経済的効果だけでなく地域ネットワークの形成など、社会的連携の深化、広域化などの面からも、今後の発展、実りが期待されるとの高評価をいただいたこの事業を、今後さらに発展させなければならないと考えますが、今後のこの事業のビジョンと課題や計画をお聞かせ下さい。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） まず初めに、ホームページによる情報提供についてのご質問にお答えいたします。

合併と同時に立ち上げました野洲市のホームページにつきましては、市民の皆さんのみならず、広く多くの方々にご利用いただいております。

まず、1点目のホームページの更新、チェック状況についてでございますが、本市ではホームページを担当いたします広報秘書課のみが更新できるのではなく、合併後は現在のシステムを導入いたしましてから、各課において研修を実施し、担当課が直接ホームページの更新を行うシステムを採用いたしております。具体的には、各課にホームページを作成できる権限のあるパスワードを、その所属長に作成されたホームページを認証するパスワードをそれぞれ付与し、その内容を広報秘書課で再度確認後ホームページに掲載する二重のチェック体制をとっております。また、広報秘書課では、広報紙への掲載依頼があったときなどの機会には、ホームページの更新あるいはホームページにも掲載するよう、随時担当課へ連絡をして、より多くの情報が発信できるように努めているところでございます。

2点目のインターネットを利用した市政への提言についてでございますが、平成16年度は本市が誕生してから半年でございますが、44通のご提案をいただいております。また、平成17年度は2月末までに50通のメールをいただきました。本市では、メールをはじめ市長への手紙や通信箱、ファックスなどの5つの広聴制度で、市政へのご提言を随時受け付けをいたしておりますが、いただいたご意見はすべて市長及び担当課が目を通して、回答を作成し、記名いただいた方にはお返事を郵送させていただいております。ただし、メールでご提言をいただいた場合につきましては、メールでの返信となりますので

で、記名、無記名に関わらず、すべてにつきまして回答させていただいております。

3点目のホームページに関する今後のビジョンについてでございますが、今後ますますホームページの果たす役割は大きくなるものと考えられます。市民へのニーズも高まるものと考えております。よって、ホームページでの情報発信の重要性を職員全体が認識し、積極的に取り組んでいくと共に、ITの進歩に合わせながら、高齢者や視覚障害者の方々等にも見やすくわかりやすいホームページづくりを検討していく考えをいたしております。

続きまして、2点目のご質問のすまいる市の今後の発展についてのご質問にお答えいたします。

すまいる市は、地産地消による地域経済の活性化と自然エネルギーの普及促進を目指した環境と経済が両立するモデルとして位置付けいたしまして、平成13年に地域通過「すまいる」を媒体といたしまして、加盟店15店をもって実験稼働いたしました。この実験稼働で得た課題を整理し、現在のシステムで本格稼働しているわけでございますが、合併効果もありまして、現在加盟店は100店を超えております。そういったことから、食べ物部会、住まい部会、暮らし部会、市民活動部会とカテゴリーを分けるに至っております。平成17年11月には、食べ物部会によります移動販売も開始されたところでございます。

これまでの経過でその効果を整理いたしますと、1つ目には食を通して山、川、農地、湖の連続性のある自然を持つ野洲市としての一体感を醸成する上で、大きな役割を果たしているものと考えております。2つ目には、安心・安全な地産地消の促進による輸送や消費の近距離化による二酸化炭素の排出の削減、3つ目には太陽光発電設置による資源エネルギーの普及と地球温暖化への市民意識の向上などがあります。副次的には、すまいる市という新しいコミュニティの形成による効果といたしまして、加盟店の連携による商品、特産物開発、地産弁当の試作、また障害者の雇用創出などにもつながっております。

また、このすまいる市の特徴的なことは、市民活動も地域サービスの一つとしてとらえ、その発展にも寄与しているところでございます。今後の展開といたしましては、こうした効果や特徴をさらに伸ばすことはもとより、市内小売店との連携を密にいたしまして、さらなる地産地消の促進や独居老人への宅配サービスなど、地域福祉への貢献といった可能性などを共に考え、さらにこうした活動が多く芽生えることが何よりだと考えております。

平成7年から人権、環境、地域協働の3つの柱で進め、現在ではこうした市民活動を生かした新しい公共の姿が多く見られております。このことを検証する中で、担保し、発展させるようなルールを、今後制定いたしますまちづくり基本条例に盛り込んでいきたいと

考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 内田聡史君。

4番（内田聡史君） それでは再質問させていただきます。

数年前までは、ホームページは開設していればいいという時代でありましたが、現在では新鮮な情報をいち早く得られる手段と変化してきています。企業であれば、その企業の顔ともいべきツールとなってきています。市のホームページにおいても同じことが言えるのではないのでしょうか。本市のホームページは、トップページから寂しく、物足りない感じが否めません。また、使いやすさ、見やすさの面からいっても、十分であるとは言えないのではないのでしょうか。

例えば、公共施設マップでは、学校とそれ以外の公共施設が小さな地図上にひしめくように載っており、大変見づらいものとなっています。昨年10月にオープンし、本市も運営に参加しているサッカー場の記載もありません。また、その情報も載っていません。サッカー場はオープン3カ月で2万人を越す人たちが利用していると聞きます。他にも環境のページでは、今年度末に廃止される資源ごみ回収奨励金の制度がいまだに以前と同じように掲載されています。年度末には更新されると思いますが、廃止が決まっているのであれば注釈を入れるべきではないのでしょうか。他にも更新されずにある情報や図が幾つもあります。

市民活動の団体新着情報ネットのページにおいては、市民活動団体のイベント情報や期間限定活動などを掲載されておられますが、期間限定のイベント掲載だけではなく、活動されておられる市民団体の情報を常に提供したり、希望によりその団体のホームページにリンクさせられるようにし、トップページにまちかど情報ネットを移動させればより利用しやすく、親しみが持てるのではないのでしょうか。

本市は、間もなく人口が5万人になろうとしています。毎月更新されている市民の動きもトップページに持ってきて、4万9,900人くらいになれば毎日カウントし、「5万人達成はいつ」などのクイズを出し、答えをメールで募集すれば、毎日見るのを楽しみにしてくれる人がふえるかもしれません。人口5万人を超えるのが先になるか、ホームページが魅力のあるものになるのが先になるかはわかりませんが、見るのが楽しみでというような情報がたくさん詰まったホームページづくりが必要なのではないのでしょうか。

ホームページの更新は、各担当課から記事を更新できると聞いております。ただいまの

答弁で載せるときのチェックは二重にされているとのことですが、古くなった情報の削除や常に更新を必要としない内容も数多くあると思いますが、すべての記事の内容のチェックは定期的に行なわれているのでしょうか。そのあたりのチェック管理を詳しくお聞かせ下さい。

すまいる市についての再質問ですが、5年の間で15軒から100軒近くまで加盟店がふえたことは、この事業内容を理解し、協力された市民の方がおられ、成果があらわれているのだと思います。しかし、この事業をさらに発展させるために、市民の皆さんの理解と協力を得るには、まだまだ知名度不足の感が否めません。今後はどのようにして普及させていかれようとお考えですか。また、この事業において、地元商工会と今後どのように連携されて進めていこうとお考えかを伺います。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

ホームページは、市のイメージにつながる大変影響力のあるものだと考えております。そのため、ご意見にもありますように、今後のホームページのあるべき姿として、楽しく親しみやすい、また市民生活に必要な情報を豊富に掲載してホームページづくりに努めていくことが必要だと、このように考えております。そのためには、トップページのリニューアルも必要となりますので、順次改善に向けまして取り組んでいけるよう、早急に検討していきたいと考えております。

それと同時に、インターネットやホームページづくりに対する職員の技術、能力のアップに努めると共に、一方で現在各課からホームページがアップできるシステムとなっておりますので、その利点を生かし、積極的かつ即時的な対応に努めていきたい、このように考えております。なお、定期的なチェックに対するご質問でございますけれども、ホームページ掲載期間と内容のチェックにつきましては、記事を掲載するときに掲載期間を担当課に確認し、システムに入力しておきますと、自動的に期間が終了すれば掲載終了となるシステムを導入いたしております。また、随時更新する必要のない情報につきましては、制度が年度で変更されることが多いために、年度当初に各課に照会いたしまして、更新をする他、随時改変があり次第、担当課及び広報秘書課でチェックをして、修正をいたしております。今後は、チェック漏れのないように十分注意して業務を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

2点目のすまいる市の知名度のアップについてのご質問でございますけれども、先ほど

も申し上げましたように、すまいる市の知名度につきましては、合併効果もあり、加盟店もふえ、徐々にではありますが、広がりを見せております。毎年配付されておりますすまいる市の通信というのがございますけれども、これまでは新聞折り込みだけで配付されておりましたけれども、今後は市民活動や組織を通じました、そういった配付に変えていながら市民への浸透を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、すまいる市との商工会との連携についてのご質問でございますけれども、商工会との連携につきましては、今後の展開といたしましては大変重要なことだと、このように考えております。現在、中主の商工会の方でも地域通貨の検討をされておると、このように実は聞いております。中主の商工会には既に地域通貨に対する、すまいるの説明というのは一旦数年前に行っております。この地域通貨すまいると商工会が考えておられる「すまいる」は若干意味合いが違いますけれども、そういったものの調整を図りながら、うちが今やっておりますすまいる市についての理解をいただきまして、商工会との連携をさらに深めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 内田聡史君。

4番（内田聡史君） 再々質問させていただきます。

ホームページの件ですが、ただいまの答弁で早急に検討すると言われましたが、ホームページのリニューアルは実際問題として大体いつぐらいになるのでしょうか。時間と費用もかかることは十分理解しておりますが、本市において人口5万人は一つの節目であり、またスタートだと考えます。それまでには可能でしょうか、お聞きいたします。

最後に、すまいる市についての再々質問をさせていただきます。この事業の最大の特徴は市民、企業、行政の誰もが損をすることなく、地元の環境保全と経済活性に寄与できることであるということです。特に、行政は財政負担をすることなく、太陽光発電を設置し、その発電した電気を利用しており、まさに行政側にしてみれば理想の事業展開ではないでしょうか。現在までに太陽光発電は、野洲文化ホール駐輪場の屋根と菖蒲浜にあるB & G海洋センターの艇庫の屋根であります。この取り付けも本市の職員の方やすまいる市の加盟店の方の協力で取り付けられるとのことあります。そこでお聞きしますが、この2基が発電する電力は年間でどれぐらいのものになるのでしょうか。また、このような高額な太陽光発電を無償で手に入れたのであれば、発電した電気量を換算して、助成金として団体へ支出し、還元させていくことで、本当の意味で市民、企業、行政の連携だと考えま

すが、お考えをお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） 内田議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

まず、ホームページのリニューアルはいつになるのかということでございますが、予算との関係もございますけれども、平成18年度中には何とかリニューアルにかかっていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

2点目の太陽光発電の発電量は、現在設置されておりますほほえみ2号、並びにほほえみ3号のことでございますけれども、その2つでどれぐらいなのかということでございますが、年間、2号の方では2,100キロワット、3号の方では菖蒲の方に設置しておりますけれども、これにつきましては3,400キロワット、合計しますと5,500キロワットでございます。これを電気代に換算いたしますと、約年間10万程度と、このように考えております。その中で、電気代を取り組みに還元したらどうかというご質問でございますけれども、現在までにそういった取り組みをしていただいております推進委員会等に、直接市の財政的な支援はいたしておりませんが、今後システムを維持する上からも、またさらに発展させていく上からも、今いただきましたご意見を十分受けとめまして、前向きに検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第8号、第14番、中田幸子君。

14番（中田幸子君） 第14番、中田幸子でございます。今回の議会で教育長より18年度の教育方針が出されましたことを踏まえて、新しい義務教育の姿についての質問をさせていただきます。

現在の社会は変革の時代であり、混迷の時代であるとも言われております。このような時だからこそ、次代を担う子どもたちの義務教育の役割は重要と考えます。そこで、義務教育の基盤整備が必要であり、特に重要なのは教職員の養成や配置等のあり方が考えられます。そして、教職員は人間の心身の発達に関わる専門的職業であり、その活動は子どもたちの人格形成に大きな影響を与えるものでございます。国の方針でもあり、子どもたちを育成する観点から、人間力向上のための教育改革を進めていく上で、教育の果たす役割は極めて重要でございます。

昨年10月に、義務教育の構造改革の答申が中央教育審議会から出され、その中に新しい義務教育の姿として、学校の教育力、すなわち学校力、教師力を強化し、それを通じて子どもたちの人間力を豊かに育てることが改革の目的であるとされております。保護者や

住民の期待も高まっております今日、信頼され、安心して子どもを託すことのできる学校づくりを高めていくには、すぐれた資質、能力を有する教員を養成、確保することが重要でございます。

また、行政や学校の教育現場で過激な性教育やジェンダーフリー教育が行われております現状では、男女混合での騎馬戦や身体検査が実施されたり、林間学校などで男女同室宿泊させたり、中学の体育の時間に男女同室での着替え等が行われたりしているという現状でございます。また、県内においても、性教育ではセックス人形を使っての指導や、避妊具の装着練習用具等を使って指導することは、正しい性の学習としてそこまでやらなければ指導にならないのでしょうか。指導を受けた子どもの中には、気持ちが悪かったという子どもあったり、かえって子どもたちに異常な興味や好奇心を持たせることになっていないのでしょうか。ジェンダーフリー、性教育は、すべてが悪いとは申しませんが、過激過ぎる部分の見直し改革を国においても進められており、本市においても多くの保護者や住民が見直しを要望されております。

そこで、野洲市として義務教育の基盤整備や改革をどのように考え、進めていかれるか、次のことをお尋ねいたします。

信頼される教師の養成、確保と資質の向上の取り組みについて。

教員の免許制度の改革と免許更新制の導入について。

教育内容の改革をどのように進めていかれるのか。

教員評価の改善、充実の取り組みは。

過激な性教育、ジェンダーフリー教育の見直し改革は。

保護者や地域住民の学校運営への参画の見直し。

以上、このことについてお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 中田議員の新しい義務教育の姿についてのご質問にお答えをいたします。

資源の乏しい我が国では、人材こそが国の宝であると、そういうような考え方のもとに、国政上の重要課題として教育に取り組みされてきました。現在、国際社会の中で活躍できる心豊かでたくましい人づくりのために、教育改革が進められているところでございます。

ご質問の義務教育の改革につきましては、昨年10月の中央教育審議会答申がその方向を明らかにしておりまして、野洲市教育委員会としましても、その趣旨に沿った教育行政

を展開したい、このように考えております。

以下、個々の点についてお答えをいたします。

第1点目の信頼される教師の養成、確保と資質の向上の取り組みについてお答えをいたします。教育は人なりと言われるように、教育のあり方を左右するのは教師の資質でございます。このため、教員の養成、確保について改革が進められようとしているところです。教師の資質向上のため重要なことは、現職教員の研修、教員に対する評価の改善、校長のリーダーシップに基づく職場のチームワークの形成であると考えています。保護者や児童・生徒の期待に応えるため、教育委員会として法定研修をはじめ、各校での現職研修、新しい人事評価制度の推進、学校長を中心とした学校運営への支援を進めていきたいと考えています。

2点目の教員の免許制度の改革と免許更新制の導入についてであります。教師の資質向上のため、免許制度の改革と更新制の導入が国レベルで検討されております。特に、更新制につきましては、現職教員の資質、能力の保持と関連するところがありますから、制度の検討は必要なことと考えておまして、今後の動向を注視したいと思っております。

3点目の教育内容の改革をどのように進めていくのかのお尋ねでございますが、今、取り組むべき教育課題は、一言で言うなら人間力を育てることであり、具体的には確かな学力の向上と豊かな心の育成であります。現在、各校では地域や学校の実情に応じた特色ある教育を推進しているところであります。生きる力を育てるため、自ら考え、総合化し、判断する力を養うため、各教科での指導や評価の改善、総合的な学習の時間の改善に取り組んでいるところでありまして、来年度からはキャリア教育の本格的な実施に取り組んでまいります。

4点目の教員評価の改善、充実の取り組みについてであります。社会環境の激変により、学校はさまざまな課題に直面しております。このため、教職員の資質向上を図るための仕組みづくりとして、新しい人事評価制度の試行が始まりました。平成18年度より県内全小中高で試行されますので、現在本市でも管理職研修を実施し、その周知に努めているところでございます。新しい人事評価は、目標によるマネジメントと業績評価を柱としておまして、後に述べます学校評価と適切に関連させることで、地域や保護者から信頼される学校づくりを推進したいと考えています。

5点目の過激な性教育、ジェンダーフリー教育の見直し、改革についてお答えをいたします。ご質問にあります男女混合で騎馬戦や男女同室宿泊、避妊具の装着練習などは、本

市では該当する事例はございません。これは国レベルでそういう話があったようでございますけれども、本市のことではございません。また、いわゆるジェンダーフリー教育ではなく、男女共同参画の用語で指導をしております。性教育及び男女共同参画の取り組みにつきましては、学習指導要領に基づいて実施をしております。しかし、教育活動の実施につきましては、保護者との連携が大変重要なことでございますので、国の動向を注視しながら、保護者への説明や懇談などを実施していくよう指導していく所存でございます。

6点目の保護者や地域住民の学校運営への参画の見直しについてお答えいたします。

地域に開かれた信頼される学校づくりのためには、保護者や地域住民の皆さんのご意見を伺い、学校運営に反映させることが大変重要なことであると認識をしております。そのために、各校では学校評議員会と学校評価の導入をしているところであります。学校評価については、保護者の意見をお聞きしまして、結果を公開しているところでございます。学校評議員会では地域の皆さんのご意見をお聞かせいただきまして、学校運営に反映させております。今後も、適切な運営を通じて、より一層開かれた学校運営になるよう、教育委員会として必要な指導、支援と検討を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 中田幸子君。

14番（中田幸子君） 全部再質問させていただきますけれども、ジェンダーフリー、性教育の中でということ、国レベルでということ、県内で昨年の中学校の県の水泳大会において、グラウンドで男女混合で着替えをさせたという実例があります。これは部屋ではありませんけれども、テントの中で仕切りもなしに男女同じように、女生徒は首から下にシーツをかぶって着替えた。男子生徒は隣で着替えている。それで、初めて1年生の水泳大会に出た生徒は、そういう準備をしていないので困ったという実例があります。だから、国レベルだけではございません。県内に前例がありますので。

では、再質問させていただきます。丁寧にお答えいただきましたけれども、教育長も答申の中から抜粋された中で、本市においてできるものはやっていくというお答えをいただきまして、信頼させる教師と資質向上についてのご答弁の中で、私が調べた中ではすぐれた教師の条件として、教職に対する強い情熱を持っていることが大切だと。これは仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感をモットーに、常に学び続ける向上心を持つ先生のことを言います。それから、専門家としての確かな力量を持つ先生であることが大切だと。教師は授業で勝負すると言われ、この力量は子どもの理解力、指導力、そ

して授業のつくり方、教材の解釈の力等からなると言われています。それから、総合的な人間力、先ほど教育長が言われましたように、それは確かな人間性や社会性、常識と教養があってこそ、人格的資質や対人関係能力等を備えていることというのがすぐれた教師の条件でございます。こういう先生が野洲にたくさんおられると大変結構でございますが、以上が条件とされております。これを担うために、資質向上の研修を昨年4月にスタートいたしました教育研究所において実施されておられますが、その成果と課題はどうございましたでしょうか。教育研究所では年間約12回程度研修会が行われておりましたね。それから、教育委員会からは資質向上のためを含めて37回ほど開催されておられますが、こういうことで、また各幼稚園とか学校、保育園において個々の校園において資質向上の研修をどのように取り組んでこられましたか。お伺いいたします。

次に、教員の免許制、これを免許をとった先生がその後、そのとき、その場、今の社会状況で求められる教師ということが変わってまいります、先生の姿というのは。そのために、定期的に資質、能力のリニューアルが大事だと思います。これは今の段階では県に要望することだと思います。でも、校園内において教員の適性のためのチェックをどうされているのかお伺いいたします。

3点目の教育内容の改革につきましては、平成8年の中教審の第一次答申以来、その後に学校週5日制が導入され、また総合的な学習も取り入れられ、子どもたちの学力向上や家族のふれあいの時間の確保のために、学校外の多様な学習活動について実施されてこられましたよね。それ以来、この成果と見直しがどうであるのか。どういう点が成果でどういう点が見直しなのか、お伺いいたします。

そして、よく教育長も言われます開かれた学校ということでございますが、ではこの取り組みはどう開拓されていかなければならないか、検討されましたでしょうか。学習指導要領が指導の基準でございますけれども、各学校において必要がある場合はこれに加えて指導ができると。学習指導要領のみの指導ではなく、必要に応じて自分たちの教え方を加えて指導ができるとされております。本市ではどのような事例があるのか、具体的に示して下さいませ。

次、教員の評価と充実についてでございますが、誰が評価するのですか。その評価をどう対策されているのですか。例えば、スーパーティーチャーの役職、そういう方を設けて他の先生の助言や研修にあたることも必要ではないでしょうかと考えます。といたしますのは、現在多くの教師は熱意や指導力不足、必要な人格的資質の欠如、問題のある教師がお

られることは事実でございます。このことについてどう考えておられるのか質問いたします。

それから、性教育とジェンダーフリーについては、先ほど申しましたように、本市としてはこの教育についての成果はどうであったのですか。また、どの程度、どのような方法で子どもたちへの影響を調査されましたか。お伺いいたします。

次、保護者や地域住民の学校運営参加についてお伺いいたしますが、平成12年より学校評議員制度が導入され、学校運営への参画、開かれた学校づくりの促進を目的に実施されてこられました。校長の求めに応じ意見を述べるとあります。実際には校長よりの報告会であり、評議員の意見を出せる内容ではないとお聞きいたしますが、民間からの参加による学校運営に必要な意見を反映できるよう改善すべきだと私は思いますが、教育委員会はどの程度周知されておられるのか。この学校評議員です。見直し、検討はあるのか、ないのか、お伺いいたします。

それから、保護者の方からは学校からの情報不足が多いという意見があります。また、開かれた学校というものの、行きにくい、教員室は暗い、イメージが悪いということの意見がどうございますが、これについての検討はどのようにされてこられたのか。以上、再質問いたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 中田議員の再質問にお答えいたしますが、たくさん一度にお聞きしましたので、ちょっと漏れるのではないかと、今から心配をしております。頑張ってお答えをさせていただきます。

一つは、いわゆる教育研究所の成果というようなお尋ねでなかったかなと思うのですが、つい最近まで教育研究所の取り組みの展示をやっておりまして、もう終わりましたが、あれを見ていただきますと、1年間大体何をやってきたかということがわかってもらえたのではないかというふうにも思います。講座数もそこそこ頑張ってやりまして、その評価につきましても、参加をしていただいた先生方、参加者はおおむねよい評価を、例えば10点評価ですと、私の手持ちの資料ではよい評価をされている講座の平均の評価ですが、10点満点ですよ、9.4、それから悪いのが6.9、おおむねよしと。ところが、大きな課題がございます。それは、参加者なのです。もっとしっかり教員がそこへ参加をしてくれば、効果は倍増するのではないかと思います。これはやっぱりこれからの課題でございます。各学校に参加を強く呼びかけていきたいなというふうに思います。教師

の情熱あるいは専門性を高めるとか、指導力を向上させる。教育研究所だけではありませんけれども、校長会、あらゆる機会を通しまして、教育委員会そのものがまた全体研修をやることもありますし、これからも努力をしまいたいと、こういうふうに思います。

それから、免許制度、免許状といいますのは県教委が出しているのですよ。大学の卒業証書は学長が出しますね。野洲の市教委が免許状を出しているというわけではないわけです。したがって、やはり免許に関することは県レベルであろうと。全国を決めるのは国ですわね。そういうことになるだろうと思うのですけれども、免許制度につきましては、10年を単位に1度免許状を持っている人は確認をして、十分な力がないというふうに分かれば取り消すというような動きが、まだ決まってははいないのですけれども、中央教育審議会の中から中間報告で出ております。教員免許10年更新制にしてはどうかという中教審の提案でございます。そういう方向で動いていくのではないかなと。この記事は昨年12月9日の記事でございます。そういう動きがあると。

例えば、小学校の免許状を持っていても、A先生は資格があるのか。免許状に合った力があるのか疑問だと。そういうような先生がゼロではありません。そこで、ひとつ期待しておりますのは、これから教職員が自分の目標を立てまして、計画をしまして、実践をしまして自己評価をすとかね。それは自分の評価。それから、学年で取り組まなければならないという課題がある。それで計画を立てる、実践をする、そしてみんなでその結果を評価すとか、そういうような取り組みを来年度からやっといこうと、こういうことなのです。今、だから校長を集めまして、説明をしまして、来年度に備えるようにしているわけです。

そういうことで、指導力がちょっと弱いという先生につきましても、私は今までこういうことでいるんな注意を受けてきたと、だから、私はこういうふうな先生になるのだという目標を立てます。で、そのためにはどういうステップでやっっていくのか。そういうような計画のもとに実践をしていく。そして自己評価、それから学年で評価してもらおうとか校長が評価すとか、そういうことがあります。だから、そういう評価制度は個人の先生をつぶすのではなく引き伸ばすと。集団を引き伸ばすと。そういうような取り組みがなされようとしております。これは成果と見直しといいますか、ちょっとそこらへんもうひとつよくわからないので、お答えになっているかどうかわかりませんが。

それから、性教育の成果につきましてですけれども、各学校で今、近年の議会でも問題になっていますわね。したがって、これはその都度校長会を開きまして、こういう問

題があるのだということでおろしていきます。慎重に学校はそれを受けまして、保護者とも相談をし、今度は、来年は教育の日の話が出ていまして、あそこにどこかの学校は、できれば、できるかどうかわかりませんが、学校の都合がありますけれども、問題になっている、いわゆる課題になっている、市民の皆さんの関心の高い、例えば性教育の公開授業をやってはどうかと。保護者だけではなく、一般の市民の皆さん方も見に来てもらったらどうかと、そんなことも働きかけてはいこうと。ここで約束はできませんけれども、学校の都合もありますから、授業参観はぜひとも性教育に限りませんが、そういう方向で働きかけていこうと、こんなことを思っております。

それから、評議委員会のお話があったと思います。見直しの計画というのではないのですが、少し前の、私の経験から申し上げますと、校長が諮問をすると。こういうふうにしよと思うのですが、どうでしょうかと。で、ご意見をいただく。そういうようなパターンではありました。もう一度、またこれも管理職を通しまして、評議員会のあり方についてもっと有効に、効果的になるように工夫をするように指示をしたいと、そのように思います。

すべて答えられていないかも知れませんが、以上答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 中田幸子君。

14番（中田幸子君） 私も質問状はちゃんと出しているし、私自身も教育長の答弁から再質問している状況でございますので、聞き逃したということは許されないと思います。私も一生懸命聞きながら質問しているので、漏れているかも知れないと、そういう失礼な言い方はないのではないのでしょうか。本当に憤慨します。

先ほど、教育研究所から出されましたというのは、私も表を持っております。10点満点中確かに参加した評価が7点から9.4ということで、これは出た人のみの評価ですよ。出ればわかるのですよ。出るようにしなければいけない。そして、出席された先生が年間通して804人。1人何回出たかという約2.7回だという評価が出ておりますけれども、もう少し、何で出られないのかというと、先生は忙し過ぎるから、勉強する間がないからということでございます。

それから、私、教員の免許制度については県の方に要望しておいたらどうですかと、県の方でしょう、今は。だからそれを聞いたのではなくて、校園で、各学校で教員の適性のチェックをどうされているかと聞いたのです。教員らしい先生なのかどうなのか、そして制度については別だと私は言ったはずですが。それは県の方に申し出ておいてくれと言った

はずですが、お聞きになっていらっしゃる。残念でございます。

それから、評議員については、校長の諮問を受けてということは校長がこうしたい、ああしたいということに対しての意見のみ、先ほど教育長ももう一度改善しなければならないとおっしゃったことは、自分たち評議員も民間の代表として要望を出したい、こういう提案をしたいということ、校長の諮問だけの意見を述べるだけの機関であってほしくないということをおきたいと思えます。

それで、再々質問をいたします。今度はしっかりと聞いておいて下さい。

学校の先生は確かに今忙し過ぎると私も見ております。仕事が多過ぎるのではないかと。それでゆとり教育と子どもには言っておりますが、教員にもゆとり指導ができるような対策、検討が必要ではないかと思えます。例えば、レポート提出等が多いのではないのでしょうか。もっと多方面で、いろんな面を考えて簡素化できるものがあつたら簡素化して欲しいと思えます。

それから、教育委員会として、この現状をどう見ておられるのか。改善していかねばならないと考えておられることをお伺いいたします。

それから、管理職にある校園の在任期間が短か過ぎて、慣れたころには転勤となり、十分な改革、改善ができていないと思えますけれども、このことは教育長、どう考えておられますか。

それから、先生の資質向上のための、先生の駆け込み寺ともなっている教育研究所ですね、先ほど申しておられました。この活用は今後大いに生かしていただきたいと思えます。あの場所は今後大事な場所になっていくと思えますので、予算も組んであげていただけたらと思えます。

それから、今後地方の市町村に学校へ都道府県から権限移譲が間もなくされると思えます。そのためには、早期に野洲市として教育改革を一步先に対策を考えていただきたい。教職員が安心して職務に従事できる基盤の保障と強化が必要であります。あわせて教育委員会と学校との関係が希薄になっているように思えます。この環境をよりよいものにするのが質の高い学校の実現になりますので、教育委員会のあり方も見直しと検討が必要と考えます。

以上で、私の新しい時代の義務教育の改革を期待しての質問を終わりたいと思えますが、再質問の点だけよろしく願ひいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 再々質問にお答えをいたします。

教職員の適性のチェックでございますが、何人が必要な教員がおります につきましては、いろんな機会をとらえまして、本人にも自覚をしてもらおうなり、研修の機会を多く持ちまして、改善に努めているところでございます。今度の人事評価制度がうまく働くといいなと、こんなことを思っているところでございます。

それから、評議員会につきましては、評議員の皆さん方に学校へ出向いていただきまして、評議員さんのご意見も積極的に聞いていくように指導してまいります。

それから、教師は忙し過ぎると。確かにそれはあります。私は評議員会に諮って、スクラップ・アンド・ビルド、学校だけがやりますと、なかなか理解してもらえないというところがありますから、評議員さんのご意見もいただきながら、スクラップできるところは、それができなければスリム化するとか、これは必要だというように思っています。何回かはそういう話はしておりますけれども、なかなかスクラップすることは難しいのですよ。本当に難しい。ビルド、次から次へと仕事 comes ですね。今、子どもたちの安全確保でも大変エネルギーを使っています。そういうような状況がございますから、スクラップができなければ、例えば会議の回数を1割カットしたらどうかとか、これはスリム化ですね。そういうようなことも指導しているところでございます。改善のポイントというのはそういうところにあると。

それから、管理職の異動、これはどうしてもしょうがないときもあるのですが、基本的には私は校長は余り動かしたくないです。そこでじっくりと腰を落ちつけて、その学校に責任を持ってやってもらいたい。教頭はまだ修行の身ですから、二、三年で動いてもらいたい。いろんな学校を経験してもらいたいと、こういうように思っています。基本的にはね。ところが、人事の都合で2年で、あるいはひどいのは1年で動かさなければならないということもたまたまございますけれども、基本的にはそういうように、校長はできるだけ1つの学校においていただいて、そして校長の色を出してもらいたい、カラーを出してもらいたいというように思っているところでございます。

研究所は、先ほども言いましたように大事にしていきます。

それから、権限移譲でそれぞれの市に移譲されていく、今そういう動きですね。そういうことを踏まえまして、教育委員会としましても教育行政に積極的に打って出るといいですか、そんな情勢になったらいいなと、こういうことを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第9号、第2番、矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。私は3点において質問させていただきます。

まず、初めに元気な高齢化社会の支援についてでございます。

いよいよ、野洲市におきましても、高齢化社会に突入してまいります。また、団塊の世代の方々が2年後ぐらいから定年を迎えてきます。定年後仕事を続けられる方、また趣味を生かしてそれに第2の人生を見つけられる方、いろいろな生き方があると思います。その中でも、日本民謡を皆様に教えておられる方がおられます。生徒数45名の平均年齢は70歳ぐらいだそうでございます。また、スポーツ面ではグランドゴルフ、ペタンク、ゲートボールと、日々汗を流しながら健康に過ごされているグループがあります。これらの趣味は物すごく大事な事業としてとらえていかなければいけないと私は思います。なぜかといいますと、いずれも体を使い、頭を使いながら、自然に体力増進、頭の活性化が図られるからでございます。本市においても、昨年からは筋力トレーニング事業が始まっております。

先日、この日本民謡をされておられる団体の方が、豊積の里ホールを発表会のため使用されました。この発表会は毎年同じ企画でされております。もちろん、入場料は無料、ところが、今年使用料が去年の倍かかったそうでございます。また、グランドゴルフ、ペタンク、ゲートボールをされておられる方、年々年がいくので車の運転ができなくなり、他の市町村に遠征に行くのに困っているとのことでございます。

そこで質問させていただきます。

1、豊積の里大ホール使用料が去年と同じ条件でお借りしたのに、なぜ使用料が倍の料金になったのか、見解を伺います。

2、年々年を召される方々、それでもできるだけ介護を受けないで健康に気を付けて努力されておられる方々の応援として、他の市町村等への遠征の手助けはできないものか、見解を伺います。

3、合併後、各種スポーツ団体の受け皿が整備されているのか、見解を伺います。

次に、野洲市市立学校施設についてでございます。

先日、中主小学校の少年サッカーの父兄からのお話の中で、グラウンドの水はけが悪いので調査してほしいとの意見がありましたので、早速雨の日に校長先生に許可を取り付け、グラウンドを視察に行きました。その日、少しの雨でしたが、既にグラウンドは田んぼの

ように水であふれていました。これでは雨が上がっても、二、三日はグラウンドの使用はできないと思いました。また、少子化に向かって日本政府の方もいろいろ手だてをさせていただいております。学校、幼稚園において先生方の職場がより快適な環境になれば、なお一層いいかと思えます。先生方が快適でなければ、子どもにすぐ影響するのではないかと思えます。

そこで、質問させていただきます。

1、野洲市市立学校施設についての整備は悪くなってからでは遅いと思いますが、どのような計画で整備されておられるか、見解を伺います。

次に、車椅子レクダンス全国大会についてお伺いします。

前回、障害者自立支援法が4月1日より始まるが、どのように進められておられるか、質問させていただきました。今3月議会で条例の制定等が盛り込まれております。着々と準備がなされています。

さて、障害者の中で特定非営利活動法人車椅子レクダンス普及会の皆様は、自ら健康を良好に保ち、地域社会を明るくし、ひいては高齢大国日本が目指す介護予防に大きく貢献されようと、日々努力されております。この車椅子レクダンス全国大会は毎年行われております。今年は、我が野洲市で開催されることが決まっておるそうです。日程は平成18年10月28日土曜日、場所は野洲総合体育館に決まっていますのでございます。野洲駅からの距離がかなりあり、移動が大変かなといろいろ検討されておられます。また、トイレ等の問題もございます。

そこで、質問させていただきます。

1、前回は質問させていただきました「障害者用トイレマップ作成がされていますか」に対して、滋賀県の方で作成されていますとのことでした。早速窓口で確認させてもらい、有料で合併前の古い地図でございました。こんな状況でよいのか、見解を伺います。

2、特定非営利活動法人車椅子レクダンス普及会を野洲市として認定団体にできないのか、見解を伺います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時17分 休憩）

（午後2時18分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（島村平治君） それでは、矢野議員の2点の質問について、私の方から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、元気な高齢化社会の支援についての質問でございます。

第1点目の豊積の里の大ホール使用料がなぜ倍の料金になったかとお尋ねでございますが、主な理由といたしましては、発表会の企画内容の関係で、前回の発表会とは異なり、音響、照明の技術スタッフ2名が必要になり、このため追加料金が加算されたことによるものでございまして、なお、この高くなったことについては、使用団体のご理解は得られておりますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目の高齢者の活動団体に対しての遠征支援としては、現在は特に行っておりませんが、市のバスによる送迎については、野洲市大型バス、あるいは福祉バスの管理規則の範囲で市民の方にご利用いただいております。また、市や県の代表として出場いただくねんりんピックでは、送迎や老人クラブの研修会等で多くの方の移動には市のバスをご利用いただいております。なお、65歳以上の高齢者の方へはげんきカード配付による、市内のスポーツ施設や循環バスの無料化などに取り組んでおります。

3点目でございますが、本市では主に高齢者層がされております、矢野議員からもありましたようにグランドゴルフ、ペタンク、ゲートボールでございますが、いずれのグループも市体育協会に加入されております。それぞれの団体が自主的な運営、活動をされています。活動の中でも市民体育大会の一環として開催される場合には、体協として加入団体に活動助成を交付している状況でございます。

次に、野洲市の学校施設の整備でございますが、児童・生徒等が安心して学び、生活できる場の確保を図るため、計画的な整備を図り、それぞれ順次整備に努めております。特に、改修及び修繕に関しましては、その状況を十分精査し、緊急度の高い施設を優先に施設の整備に努めているところでございます。また、突発的に破損等が生じた場合には、学校運営に支障が生じますので、即対応するよう努めております。

今回、ご指摘をいただいております中主小学校、グラウンドの水はけが悪いことですが、このグラウンドについては、既に暗渠排水の整備は終えておりますが、やはり経年いたしておりますので、現地調査を行ない、今後対応していきたいと考えております。

もう一点、バス等の利用でございますが、自らの運転で登録をしていただきますと、生涯学習課が2台、利用していただくために整備してありますので、そうした活用もしてい

ただいたら結構かと思います。付け加えます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、3点目の矢野議員の車椅子レクダンスの全国大会についての2点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の障害者用のトイレのマップでございますけれども、矢野議員にご覧いただきましたマップはこちらの方のマップで、ご質問にございますように、これは2000年に作成いたしまして、有料でございます。私が前回答弁させていただきしたのは、昨年3月に県の、現在は障害者自立支援課といいますけれども、こちらの方で新しいマップができましたので、これを窓口で利用しているということで、矢野議員に古い方のマップだけお見せしましたこと、大変申しわけなくおわび申し上げます。

それで、現在は、こういう情報は新しく変わってくるものでございまして、現在の最新の情報というのは、障害者団体がホームページに出しております「レッツ・アクセス」という、こういう最新の情報がございますので、現在窓口では、古いものもいい情報がありますので、相談に応じてそれぞれのデータを提示して、ご相談に応じているという状況でございます。

いずれにしても、今後とも障害のある方の外出機会がより一層推進されるように、パンフレットあるいはホームページを有効に活用して、取り組んでまいりたいと考えております。

それから、2点目の車椅子レクダンス普及会の支援につきましてですが、会の活動の目的が、車椅子レクダンスを通じまして、地域福祉活動への協力やレクダンス指導者の育成、車椅子の利用者及び介助者の生きがいに寄与している活動で、市域で実施されています。

そういうことから、市民活動や生涯学習、ボランティアとしての関わりもありますので、市としては必要な情報提供や関係団体との交流促進などの支援が図れるものと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） よくわかりました。ありがとうございます。

私が申し上げたいのは、本市におきましても、地域包括支援にどう取り組んでいこうと、皆様苦慮されておられると思います。今日紹介させていただいたグループはごく一部で

ざいます。この方たちは何のために皆さん一生懸命好きなスポーツ、民謡にと汗を流されておられるか、ご存知でしょうか。まず自分のためだと思います。そして、皆さんがおっしゃるのは、我々が元気であることが高額医療の抑制、また介護予防につながるのだと力強く語られておられました。今、本市で本当に一番身近で財政が大変だなと感じ、そのことに正面から取り組んでおられるのがこの方たちではないでしょうか。

先ほど、豊積の里の使用料の件ですけれども、了解されているとおっしゃいましたが、実情は平成17年度が8万2,200円でした。ところが、今年は20万1,000円払っていただけるそうでございます。生徒さんたち皆さんの会費とボランティアで運営されております。いきなり合併になり、「この規則になりましたからお願いします」では余りにも市民を無視した実情ではないでしょうか。このようなグループは毎年同じ条件で使用されておられ、それをもとに計画されておられると思います。お答えにありますが、合併前は舞台設備の使用料が50%減免、また職員で対応されておられたとのことでございます。なぜ、このようなよいことがなくなり、わざわざ外部から専門家を呼ぶことになったのでしょうか。市民の皆様目から見ると、怠慢にしか見えません。

市長は施政方針の中で、子育て支援の充実と健康福祉まちづくり、高齢になっても自分は年だからとあきらめないで健康で生きがい満ちた新しい生活をつくり出すことを支援すると提言されております。まさに、これらの元気なグループの方々の支援が市長の市政方針ではないでしょうか。本市として、このような元気な高齢者がおられることをいま一度状況を調査把握し、これから未来に向けて地域包括支援事業の一端にできないものか、見解を伺います。

次に、各種スポーツ団体の受け皿の件でございますが、社会教育団体事務所があり、配付物の処理、連絡等の事務処理はしていただいております。今日お話しさせていただいたような苦情や納得できない事柄の相談窓口は、このような市民の声がすぐ行政に届くような受け皿づくりと高齢者に対して活動支援、げんきカード交付と手厚くしてはいただいておりますが、それらの支援をどのように利用されているのか、追跡調査し、本当に役に立っているのかフォローしていくことが大事ではないでしょうか。

また、市体育協会等は8団体の横のつながり、野洲ほほえみクラブ、さざなみスポーツクラブ等のつながり調整はどこで行っているのでしょうか。それぞれ自主的にやっているでは、余りにも行政として無責任に思いますが、見解をお伺いします。

市立学校施設についてでございますが、中主グラウンドの件は至急調査して改善を要望

いたしておきます。

先ほどからいろいろと便所の件が出ておりますが、中主小学校においては藤村議員の提案でE M菌を利用したの改善がされるとお聞きしましたが、これは時間がかかる事業であります、もしよければ経過がわかればご報告下さいませ。

次に、車椅子レクダンス全国大会についてでございますが、この車椅子レクダンスの会員は本市で32名、滋賀県で500名、また全国で6,000名おられます。障害者や高齢者が健常者と同じようにダンスが踊れるような社会環境を実現するために、日々努力されております。この協会は、公的事業協力として平成12年度からあらゆるところで活躍されております。平成17年度だけでも紹介しますと、滋賀県福祉部次第による県立レイカディアセンターによります体育館にて、車椅子フォークダンスを来場者に体験していただく。2番目に、大津市身体障害者更生会会長依頼による大津市身体障害者更生会への車椅子フォークダンス体験の実施、3番、コミュニティセンターぎおうにより滋賀県車椅子レクダンス協会活動状況をNHK大津放送610で中継されております。

このように、今年は第9回日韓交流チャリティーふれあいフェスティバル全国大会イン滋賀と名打って開催されます。各テレビ局も恐らく取材に来られると思います。野洲市のアピールにも貢献できるかと思えます。本市におきまして、どこまで支援できるのか、見解をお伺いします。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 矢野議員の再度の質問にお答えいたします。

まず、先ほどの利用団体の豊積の里の料金の件でございますが、これも先ほど説明いたしましたように、実は発表等を行っていく場合にはそれぞれ豊積の里は豊積の里、また文化ホールですと文化ホールの職員が十分に念入りに打ち合わせして、それぞれの団体での発表の場を広めているところでございます。言われましたように、昨年ですと、豊積の里の職員がそうした照明なり音響をやっていた内実で、職員自らでしたのでその料金がかからなかったということでございます。今回については、やはりもう少し発表内容もよくしてほしい、あるいは照明の効果も上げてほしいというご希望がありましたので、技術スタッフということで、音響、照明を入れたスタッフ料の料金が加算になったものでございまして、矢野議員が指摘されております使用料については、それぞれ50%減免の対応はさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思えます。

そしてまた、先ほどのスポーツあるいは生涯学習での窓口でございます。スポーツ関係につきましてはスポーツ振興室、あるいは生涯学習での活動の場につきましては生涯学習課でそれぞれの窓口を行っております。さらに、文化ホールあるいは豊積の里でも言っていただければそれぞれ職員がおりますので、気軽にそれぞれ相談に応じていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それと、トイレの関係でございます。中主小のトイレでにおいがきつかったということで、大きな原因は、そのとき換気扇が回っていなかったのと、あるいは窓等が開いていなかったというのも一つの原因でございました。そうした中で、先ほど藤村議員もこうしたものはどうかということで、今現在E M菌の活用をさせていただいておりますが、においは少し下がってようなことを聞いておりますので、今後そうしたことにも気を付けながら、やはり環境に優しいトイレ、あるいはトイレの整備についても順次整備を図っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 再々質問させていただきます。

元気な高齢化社会についてでございますが、高齢化社会を悲観することなく、今現場で何を望んでおられるのか、何をしてあげればよいのか、常にアンテナを張り、市民の皆様の思いに応えられるよう要望しておきます。

市長に1点だけお伺いしますけれども、元気な高齢者に対して、包括的な地域支援事業の施行にあたり、どのように支援される思いがあるのでしょうか、お聞かせ下さい。

学校施設につきましては、長いスパンで改善、改良をしていただきますよう要望しておきます。

車椅子レクダンス全国大会につきましては、大成功しますよう本市の絶大なる協力を要望しておいて、私の質問とさせていただきます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、矢野議員の再々の質問であります元気な高齢者対策でございますけれども、ご提案の中に今回、来年度から新しく設置をいたします地域包括支援センターの中で、この事業をということでございます。元気な高齢者は野洲市の実態からいきますと、65歳以上の80%ということになりますと、約6,400

人の方が元気な高齢者ということになります。こういう方たちは、本当に市長の施政方針の中にもございましたように、自分が年であるということであきらめてしまわずに、元気だった姿をもう一度再現するような、元気がわくような活動というのが介護予防においても重要な視点だというふうに思っております。

私どもの方は、地域包括支援センターの方で、元気な高齢者を対象とした各種の健康教育、あるいはふれあいサロン等の事業を計画しております。ご質問の中では、特に自主的な活動でございますし、高齢者の生きがい対策事業という形で、私どもも各種の自主的な活動の支援を行っております。そういう意味で、今後窓口は地域包括支援センターの方になりますけれども、そちらの方が窓口になって、またそれらの活動の活性化に向けて各団体とも十分協議をし、進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 包括支援事業の中でのということではなしに、それは今答えたとおりなのです。おっしゃるように、元気なお年寄りをいつまでも長生きで幸せに生きていただこうと、これが我々の願いでございますから、いろいろと聞いていますと、例えば8万であったのが3倍の二十何万になったとか、私も聞いてびっくりするのです。内容はそういうことのようなのですが、しかしそれならば事前にこうなりますよということを十分説明して、それならやめようかというような、もう少し話し合いの場があってよかったのではないかなと。これは私自身聞いて反省をしています。

それと、いろいろと遠征に行ってもらったりするのに、やっぱりそれなりの支援をしないといけない。しかし、そこで職員の運転手を付けて行ってもらおうかと、そうなりますとちょっと若干の、今まで我々が取り組んでおります自主事業というようなことからいくと、やっぱり自分たちで自分たちのために行ってもらって活動してもらおうと。それが本来あるべき姿ではないかなと、これが私の言う住民参加の行政ということに結び付くのではないかと。状況、状況によりますけれども、適宜その都度判断をしていかなければいけないと思います。

それともう一つは、直接お話は出ていないのですが、福祉バスの巡回バス等の利用も、空っぽの車を動かしたらもったいない、もったいないというお話も聞くのですが、その動いているバスを見たら、それは空で動いていたらもったいなと思いますけれども、全体事業の中で福祉の位置付けをしたバスでございますから、1年に1遍車いすの方がお乗りにな

なって自分が健常者と同じような活動ができるために利用されたとなれば、それはそれなりの価値があるわけで、我々はそれをねらっているのですから、だからやはり健常者と同じような動きができるような手だてをしないといけないというのも、それも一助ですから、そういうことで、これからもいろんな面で支援をしていきたいと、こういうふうに考えております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後2時40分 休憩）

（午後2時56分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10号、第7番、本田章紘君。

7番（本田章紘君） 7番、本田章紘でございます。今日は4点について質問いたしますが、その前に、私たちが通告した議員全員の質問通告書の内容が、相当早い段階で庁舎内ネットで一般職員にまで公開されております。このことは今回調査段階でわかりました。議員には全く知らされていないこと、それが一般職員にまで公開されることの問題提起をしておきたい、このように思います。

それでは、市営住宅の高齢者・障害者住宅施策について質問いたします。

市営住宅の1階分で提供されている高齢者・障害者住宅は、従来まではバリアフリーと手すりの設置のみでありました。平成16年度に建設された和田住宅団地には、オール電化の施策が追加されています。しかし、平成17年度から建設が進められている新上屋住宅団地においては、従来どおりのプロパンガス使用であり、今回議案上程されております木部住宅団地も、当初はプロパンガス使用となっていました。12月の常任委員会の後、急遽変更されてオール電化となりました。12月の環境経済建設常任委員会において、市長は高齢者・障害者用の住宅はオール電化であるとの説明がされましたが、必ずしもそのような施策は継続して行われていないことから、以下の点について質問を行います。

まず1点目、市営住宅の仕様がなぜその時々で変わるのか、説明願います。

2点目、オール電化の住宅は電磁調理器までセットされていますが、プロパンガスを使用する住宅には調理器具は含まれておりません。市民が入居する場合に、オール電化の住宅とプロパンガス仕様の住宅では格差が生じます。納得の得られにくいこのような施策が実施されていることに対して、市長としての見解を伺います。

また、オール電化の仕様は、いつ、どのような経過で決定されて、また電磁調理器具ま

での組み込みが適用されたのか、説明願います。

次に、介護保険の広域での運用、すなわち保険料もしくは施設利用等について質問いたします。

介護保険料は認定者、利用者の増加と共に、見直しの都度高くなり、本市においては今議会で提案されているように、平均月額で4,400円、市民の負担がますます増加しております。何らかの財政改革を行わなければならない時期であると判断いたします。湖南4市においては、さまざまな面で広域の行政を行っていますが、介護保険においても同様の運用をすればいかがでしょうか。介護は居宅介護が多くなり、地域におけるそれぞれの特徴ある運用が必要となりつつありますが、各市間での介護の受託もふえております。

一方で、事務処理等はますます複雑になり、事務量も増加しているのではないのでしょうか。予防介護の運用とあわせて、事務の合理化と事業所の利便性と負担の平等を図るために、広域での介護保険料の決定と運用を提案するものですが、見解を伺います。

3番目に、ハザードマップの作成で、市内の危険箇所のチェック対策はどのように対応されるのか、質問いたします。ハザードマップの作成により、防災体制の充実を図ろうとする施策が展開されますが、次のような状況の場合には、どのようにマップに反映し、もしくは事前での危険箇所の対策はどうするのか尋ねます。

1つの事例として、近江富士団地の1区にある用水路は大山川左岸に水門があり、水門の余分な水を逃がすために、大山川左岸堤防の上面から2.5メートル下方に一辺が1.2メートルの大きな穴が設けられています。また、7区と2区の間を流れて大山川に流れ込んでいる用水路も同様に大山川左岸の下部に大きな穴が設けております。住宅団地のグラウンド面は堤防よりも低い位置にあるため、堤防の高さによって住宅団地は保護されておられません。

このような堤防の機能が十分に発揮できない状況はあってはならないことですが、危険箇所としてハザードマップではどのように位置付けられるのでしょうか。以前に野洲川右岸の堤防は100年に1度の洪水に耐えられるように建設してあるとの説明を受けましたが、現状はそれよりもはるかに少ない流量でも近江富士団地は洪水になり、水の中に水没してしまう状態になると判断いたします。

ハザードマップを作成する前に、このような住民の生命、財産が脅かされ、堤防の機能を失わせる危険な状態となっている防水経路は、早急に対策を講じる必要があると判断しますが、見解を伺います。

また、大山川の堤防は国土交通省の管理区域まではかさ上げ工事が実施されましたが、県の管轄範囲は何らの措置も講じられておりません。当初の計画では、約1メートルの堤防かさ上げが予定されておりました。その後の県との協議が継続して行われているのか、放置されているのか。現状でも100年に1度の洪水に耐え得るのか、お尋ねいたします。

4点目、預かり保育のあり方について質問いたします。

市内の幼稚園において預かり保育を進めようとしていますが、本当に必要なことなのでしょうか。旧野洲地域においては、幼稚園は就学前の幼児教育として、保育園は働く人たちの子育て支援として、それぞれがその機能を発揮してきました。旧中主地域においては、公設の保育園がなく、幼稚園の預かり保育がその機能を担ってきました。しかし、財政の悪化を理由に、そのまま職員の減員という形で適用し、2つの機能を保有しながら残された幼稚園の職員に負担をかけようとしております。これから行われる野洲市内の幼稚園の先行事例として、中主幼稚園の問題で質問いたします。

今回の施策の実施にあたって、実態を十分に調査して決定されたのでしょうか。幼稚園の先生方は園児たちの教育時間が終わったら、何もすることはないと判断されているのではないのでしょうか。そうではありません。園児たちの降園のためのバスの乗車、バス待ちの園児たちの対応、お話や園庭での遊び等々、個人送迎の保護者との面談、個人送迎の駐車場の交通整理、預かり保育の園児たちの誘導と保育の開始、トイレや教室の清掃、翌日の園児教育の準備と、保育支援がある現在においても園長を含めて全員で対応されています。忙しくて休憩もとることができない状況にあると聞いています。特に、新しい3歳児が入園する1学期は、その忙しさがピークに達します。

このような状況の中で、保育担当の職員の配置が減員できるのか、本当に現状を十分把握されて判断されたのか疑問でなりません。三上幼稚園では、預かり保育の要員はゼロでスタートします。保育要員が減員またはゼロ要員と判断された根拠を、標準作業もしくはマップ等で明確にご説明願います。当然、そういった説明のためには、三上幼稚園、中主幼稚園の現在の保育数と平成18年度の予想人員と先生の人数もあわせて答弁願います。また、結果として職員の休憩時間が確保できないとしたら、労働基準法違反の疑いも生じてまいります。判断を伺います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 本田議員の市営住宅の高齢者・障害者住宅施策について

お答えをいたします。

1点目の市営住宅の仕様がなぜその時々変わるのかということと、3点目のオール電化仕様の決定の経過及び電磁調理器具組み込み適用についてのご質問は、関連をいたしておりますので、あわせてお答えさせていただきます。

本市の公営住宅は、平成8年度から平成13年度建設の永原第1団地及び平成12年度から建て替え事業を実施しております新上屋団地は、1階部分を老人世帯及び身体障害者向け住宅として段差をなくし、手すりを備え付けたバリアフリー対応の仕様を行っております、それに加えまして緊急通報システムを備え付けた仕様で統一し、一貫した整備を行ってまいりました。なお、熱供給システムにつきましては、新上屋団地は平成12年度から集中方式のプロパンガス仕様で3棟の建て替えを行ってきた経過がありますので、プロパンガスの仕様で統一したものでございます。和田団地につきましては、平成15年度に基本設計、実施設計を行いました。高齢者への安全性が注目され、滋賀県内の他の市町村営住宅におきまして、オール電化の採用が増加し始めたことから、和田団地が1棟のみの団地であることからオール電化を導入したものでございます。また、木部団地につきましては、平成15年度に旧中主町で全戸一般向け住宅の仕様で基本設計がなされていましたが、今年度木部団地の実施設計におきまして、野洲市としての公営住宅の仕様を検討いたしまして、1階部分については老人世帯及び身体障害者向け住宅として、バリアフリー対応、緊急通報システムを備えた仕様に統一すると共に、熱供給システムにつきましても和田団地において実績があり、高齢者が安心して使用できるオール電化の仕様に合わせたものでございます。

なお、オール電化仕様の採用についてでございますが、従来から公営住宅のガスコンロは衛生面において、特に魚焼き器の部分が入居者の入退去があった場合に、同じ器具を使用するのは非衛生的であるとのことから、入居者自らが持ち込むものとされてまいりました。一方、滋賀県内でオール電化を公営住宅に導入されているところでは、電磁調理器はガスのように直火がないため、すすやにおいの発生を極力抑えられ、汚れにくく、かつ掃除しやすいことから、比較的衛生的であること、また高齢者の安全面を考慮し、公営住宅の設備として整備するということが一般的なオール電化の仕様となっておりますので、本市も同様の仕様としたものでございます。

2点目の調理器具のセットのあるなしの格差についてでございますが、電磁調理器を入居者持ちとした場合、ガスコンロに比べ高額となり、また別途専用の調理用具も購入する

必要がございますので、特に高齢者、身体障害者向けに入居者を特定しているにも関わらず、これらの入居者に高額を負担を強いることはこの住宅の趣旨に合わないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ハザードマップの作成に関してのご質問でございますが、まず近江富士団地が危険箇所として位置付けられているかどうかについて述べさせていただきます。

大山川へ流入している排水路や用水路は、堤防の下を抜けた状態となっておりますが、大山川の計画高水位より近江富士団地の地盤が高く、水門を設けるなどの必要性はないのではないかと考えております。また、排水路付近の堤防高と団地の地盤高の両方を比較いたしますと、双方の一番低い箇所が標高で110.5メートル程度ございまして、必ずしも近江富士団地が低いとはいえず、双方がほぼ水平であるといえます。

このように、大山川への排水路などや地盤高による早急な対策の必要性は、現時点では考えてございません。

次に、本年国土交通省琵琶湖河川事務所において、国の管理区域までの堤防のかさ上げを野洲川本流の計画規模100年確率で、県管理の区間は昭和48年度から昭和56年度の間で、砂防河川として時間雨量60ミリを基準に改修されております。県区間は、当時の基準に基づいて計画をされたため、現在の計画規模に置き換えることには相当の日数を要するというふうに伺っております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘の降雨確率の違いからくる県管理区間の堤防の低さにつきましては、継続して国と県で協議されていると伺っております。市といたしましても、この協議を迅速に進めることができるよう、国並びに県に働きかけをしていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、2点目の介護保険の広域での運用についてのご質問にお答えいたします。

介護保険の広域化につきましては、湖南4市における行政事務広域化検討の一つとして、平成16年10月より担当者レベルでの会議を開き、介護保険料と介護認定の2点について検討いたしまして、16年度末に一定のまとめをしております。そのまとめとしましては、1点目は広域化によりまして保険料の平準化が図れるものの、現行の保険料が高くなる市におきましては、市民の理解が得にくく困難である。2点目は、認定について市間の

格差や誤差が少なくなり、同じ業務を統一でき、経費の削減が図れるが、認定調査区域が広くなり、移動に時間がかかり、時間的ロスが生じる。また、共通した問題点として、一つは統一した新たなシステムが必要であり、多額の経費を必要とすることと、平成17年度は第3期の介護保険事業の準備も控え、各市はこの準備に追われることになるため、次期の期間で再度検討に入ることが適切であるとまとめております。

本市の見解といたしまして、広域化につきましては、介護保険が発効して5年が経過した中で、それぞれ市の特性を生かした取り組みが既に進められております。広域化につきましては、細部の協議に入りますと、さまざまな課題に取り組むことになるかと判断しております。しかし、各市とも厳しい財政事情から業務の見直しが必要であるという認識に立っておりますので、本市といたしましても18年度からの第3期に入りましたら、湖南4市において引き続きの検討事項として提起をしてみたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） それでは、預かり保育のあり方についてのご質問にお答えいたします。

預かり保育は、平成14年度から中主幼稚園で保育園の民営化に伴い実施されたのをきっかけに、現在に至っております。平成18年度からは、市民の声によりまして三上幼稚園でも実施をいたします。

野洲市では、市の宝である子どもたちを、保護者の就労等の事情で幼稚園、保育園と分け隔てすることなく同様の保育内容を保障していくことを目指しているところでございます。平成17年度には、野洲市乳幼児保育のあり方検討委員会で、野洲市の幼保一元化についての提言がなされました。

幼稚園の職員が午後種々の仕事で忙しいということは十分把握しているところでございます。しかしながら、保育園の職員も長時間の保育を行いまして、子どもたちの記録、保護者相談、翌日の準備、清掃、研修等同様の仕事をこなしているという現状も一方にございます。

現在の中主幼稚園は、幼稚園教育と保育園機能を有しました預かり保育の二本柱で運営しております。さらには、園児数300名という大規模園でございます。預かり保育の実施希望者が3歳児21名、4歳児14名、5歳児21名の56名でございます。以上のことから、中主幼稚園におきましては園長と副園長、教務主任も2人配置して配慮している

ところでございます。

また、三上幼稚園は平成18年度の全園児入園者57名でございます。預かり保育予定は7名でございます。運営、経営につきましては、幼稚園的視野と保育園的視野をあわせ持つことが必要でございますので、保育園経営からも学びたいと考えているところでございます。

中主幼稚園では、預かり保育につきまして、子どもを年齢ごとに2クラスに配置し、両クラスの担任が基本的に担当しまして、その他の職員が預かり保育の担任を支援していきます。さらには、ご心配いただいております1学期につきまして、中主幼稚園には3歳児クラスの補助員を1学期間増員いたしまして、子どもたちの安定を図っているところでございます。

職員の休憩時間につきましては、園長の経営責任におきまして指導をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後3時20分 休憩）

（午後3時34分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 大変失礼いたしました。申しわけございません。答弁漏れがございまして、ご答弁させていただきます。

ご質問の大山川左岸の水門の穴の件ということでございまして、今年度ハザードマップを作成いたしまして、その中で解析調査を予定いたしておりますので、降水確率等の問題もございしますが、その点地盤高等の調査も入ってございまして、それを含めまして調査をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 大分2つの穴でご心配をいただいているようでございますが、実は45年当時から近江富士団地の買収から設計からすべてかかったのが私がございます。説明を申し上げます。

その当時、既に大山川砂防河川ですが、大山川の改修計画がございました。大山川はもっと蛇行してましたので、きのうの墓地の話もそうでしたね、蛇行してました。それ

を改修してつぶして平地化におろそうと、こういう計画がございました。そのとき既に野洲川放水路の改修計画も出ておりました。そのときの降水量というのですか、流下能力を持つ河川の断面を決めて、そして最高水位がこままでくるであろうという予測のもとに、近江富士団地の宅地の造成高を決めておるのです。だから、今おっしゃる幹線水路が通っているところだと、十二、三メートルふえているのではないですか。前面はもっと低かった。高芝地区というのですよ。

それともう一つは、近江富士団地の中に2つの用水路が通っているのですね。1本が1区のあるところ、小さいのが1つ通っています。それは幹線水路、もと中主町の比江まで行っていますね。もう一本は米井、これは三上湯なのですね。米井という神様の湯と書くのですけどね。その2本が通っているのですが、それをとりあえず大山川の下を通して、サイフォンになっているはずですよ、2本とも。それを通してそこでオーバーフローした水がどこへ行くかということですね。近江富士団地へだんだんたまるわけですね。もう一つ、肝心な忘れてはいけないのは、南櫻の山に、あるいは小島さんお住まいの集落に降った水は、全部近江富士団地に向かって流れていくのです。三角になっているのです。その雨量を逃がすために穴が開いているのです。だから、決してこれは野洲川のバックが入ってくるとか水がたまるという計算にはなっていないと思います。しかし、最近の集中豪雨ですから、今までの記録のない雨が降る時代ですから、それは今、計算で、部長が言うようにハザードマップをつくるときにはもう一度調査する必要があると思いますけれども、穴が開いている原因はそういう原因ですから、まして、高水敷より高いところに穴があいていますので、これは危険がないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

オール電化、あれはよろしいのか。本田さん、思い出しましょうよ。12月の議会の委員会、契約議決をもらうときに、何でオール電化にしないのかとおっしゃったのは本田さんだ。そうでしょう。そこで委員会が終わって、担当の小森課長が来て、今度木部に建てる時には老人向け、身体障害者向けのところはオール電化にしましょうということで、3人が話した記憶があるのです、私は。そうでしたね。ところが、いよいよ設計に入って、鈴木議員の質問のときにあったガス協会の話が出ましたね。だから、その辺で私は担当は考え直したのと違うのかなと、こういうふうに解釈をしているだけで、私は指示はしていませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 大変申しわけございませんでした。預かり保育につきま

しての、作業マップとおっしゃって下さっているのですが、この場では言葉の方で説明させていただきたいと思います。

3歳児、集中します日で見えてまいります、3歳児が預かり保育に変わりますとき、3歳児21名を正職員2名と補助員2名の4名であたります。送迎担当に2名、バス乗車に関わって2名が出かけます。もう一名につきましては、保護者対応にあたるということがございます。4歳児につきましては、予定といたしまして、臨時職員1名が担当いたしまして、担任の方につきましてはそれぞれの種々の仕事にかかる、あるいは3歳児の方で手が要る場合に応援にまいります。5歳児の方は教務主任と担任で担当してまいります。この場合も、4歳児、5歳児の担任の中にもバスに乗車する者が出てまいりますので、バスの乗車時間の間には、2名ずつ担任が減るということになりますが、3歳児担当が5名おります。それから、4歳児には4名おります。5歳児にも4名担任がおりまして、先ほど申しましたとおり、フリーという言い方はおかしいですが、園長、副園長、教務主任2名ということで対応の時間を守り、職員の休憩時間につきましては、労基法に違反しないように確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） 本来なら質問内容がわからなければ聞きにきていただけると、時間も浪費が少なく済んだと思うのですが、今後よろしくをお願いします。

介護保険につきましては、18年度でもう一度広域について検討していただくとということでございますので、あえて質問は避けておきたいと、このように思います。また内容が確認でき次第、質問させていただきます。

まず、バリアフリーの住宅の件ですが、市長から今お話がありましたけれども、おっしゃるとおり、12月の環境経済建設常任委員会で、私が高齢者住宅対応になっていますねと、こういう確認をしたところ、市長の方から高齢者対策はオール電化だと、こういうことが出たので、対応になっていますかと確認したところ、プロパンガス仕様ですと。高齢者対策は組んでおりませんと、このようなことがあったので、その後に協議したのが経過でございます。そして、当初プロパンガスになっていたものがオール電化に変更された、こういう経過があるわけですね。当然そこには実は費用もかかっていますね。再確認申請を出すのに30万ほどのお金もかかっているはずですが、そういったこともあって、今回変更された。

私が問うているのは、オール電化がいいのかガスがいいのかではございません。施策がころころ変わるこの問題をお尋ねしているのです。一貫性がないのではないかと。4期工事であれ、新上屋団地は和田住宅団地より後に建設されたのですから、なぜそこで適用されなかったのか。施策が違うのではないかと。木部住宅も何で当初は施策が適用されなかったのか。同じ市の中でやはり当初から施策の一貫性がないといけないのではないかと、こうお尋ねしているわけです。それを事例をもってお話ししているわけです。今後あってはならないことだと。オール電化をとるのか、ガス化をとるのか、それはもう皆さんの方で安全性すべてのことを検討していただいて決定していただく事項ですから、我々がとやかく申し上げるわけではございません。施策の一貫性がないことに対する質問でございますので、そのようなことに対する再度の見解をお尋ねしておきたいと思えます。

それから、ハザードマップについては、場所の確認等で私が持っておりますこの写真の場所というのもわかっていただけなかったかなと、そんな気がしますが、実はこの場所はおっしゃるように放水路のオーバーフローを逃がしております。しかし、今の時期はほとんど水が流れておりません。全然流れておりません。しかし、水を大量に使う場合、確かにこのところからどんどん流れ出ているわけです。そして、この上部にももともとは野洲川堤防と高さを等しくする工事計画があって、本来なら7区の地先、ちょうどこの上面ぐらいまでが1メートルかさ上げして野洲川右岸堤防と等しく洪水域を守ると、こういう堤防計画であったはずですが、それが、今国交省のところにとまっている。こういうことですね。現状ではだめだということが以前あったわけです。その前提条件になっていますのは、平成14年3月に出ておりますこういったことも含めて、やはり洪水マップが、この辺危険ですよということがあって、堤防域が構築された。もともとあそこは堤防がなかった地域です。堤防をつくる時にそのように説明を受けているわけです。

だから、本当に住民が守られるような状態になっているのですかと。昨今の異常気象等を考えますと、どんどん水かさはふえていきます。京都府の円山川だって予測しない洪水が起こったわけです。近江富士団地は一旦水に浸かりますと抜けません。これは以前の一般質問でもさせていただきました。ポンプを設置していただけますかというような話もさせてもらいました。今すぐにやるべきではないというような話があって、今日に至っております。

ですから、堤防で囲むことがいいのか、その辺の検討は今後の検討課題になってくると思いますがけれども、こういった穴がある。住民を守るための堤防に大きな穴が開いている

という事実、ここから水が流れ込まないという保証をだれがするのか。水かさがふえていけば、当然上がります。現実問題に、野洲川の水が相当水かさがふえたとき、大山川も同時にふえます。市長おっしゃるように、相当ここは一気水の出るところですね。一気に水が流れてきます。この水かさがふえたのを事実確認しています。洪水までいきませんよ、どんどん上がってきている状態を確認しております。水かさがふえるほどにやはり問題は大きくなると、このように感じますので、こういったものに対する対応、これはまだ一例です。今後いろんな市内の危険箇所の質問をさせていただこうとは思っております。こういったことに対する対応の検討はどうするのか、再度質問いたします。

中主幼稚園については、きのうの答弁で幼稚園の先生で対応していくのだと、市民の要請がそうあるのだとおっしゃいましたけれども、市民の要請とは違うのではないですか。3歳児の保育は同じ先生にしてほしい、日替わりで先生が替わることは避けて下さいと、これが保護者の要望のはずなのです。幼稚園の先生と一緒にして下さいとはだれも言っていないと私は認識しているのです。その判断をもう一度聞きたいのですが。

そうなりますと、実は幼稚園の先生、幼稚園の仕事を終わってそのままゼロで保育に入るわけですね。いったいどこで休憩するのだと。バスで送り迎えして帰ってこられた方、その後にはいっぱい作業がありますね。教室の清掃に始まりトイレの清掃、それから記録もしなければいけない、機材準備もしなければいけない。翌日の教育準備もしなければいけないと、いっぱい仕事がある。見ていただいてわかるように、保育に費やした時間というのは全部後ろに延びていくのです。長時間が前提条件になっている。先生は替えてほしくないと保護者の対応に答えようとすると、その方はいつも長時間労働をしなければいけない。休憩とる暇もない。他の先生も同様です。休憩とればその分だけ他の先生に負担がかかる。本来でしたら、園児教育が終わったら、その後しばらく送迎が終わればぎりぎりの時間ではありますけれども休憩がとれるような配慮をしていかなければいけない。14時に園児教育が終わりますと、そこから送迎が終わり、そして休憩をとって翌日に備える、もしくは掃除をすると、そういったことに入っていかなければいけない。小学校、中学校では子どもがいますから、子どもが作業できるから掃除も可能なのです。幼稚園では先生がしなければ誰もできません。園児にしろと教育長はおっしゃるのですか。そうはできないですね。先生がやらなければいけない。

そういった実態を本当にわかった上で、保育という全く違った形のものをそこに取り込まれている無理がある。違いますか。そこで、ゼロの時間で違う事業が、施策が行われる

わけです。幼稚園の先生は今までの時間でずっと流れていて仕事があるわけです。改善しなければいけない部分はあるでしょう。教育長や教育部長、次長がどれほど現場に出向かれて、現場の職員の皆さんと一緒に改善策を考えられたのか。その時間をどれだけ費やされたのか、まずお尋ねいたします。

皆さん、事務所の方でできるだろう、できるだろうと突っぱねられてはいないか。園長先生や副園長先生を呼んで、どうだと聞くだけに終わっていないか。どれだけ出かけられましたか、聞かせていただきたいと思います。そして、やはりゆっくり休憩とれるようにしてあげて下さい。今、園児教育が終わる14時まで休憩なしなのですよ、幼稚園の先生。4歳児、5歳児は2時までですね。この間休憩なしなのですよ。これは正しいのですか。朝、早い人は8時から入っていらっしゃいます。自後の保育だけではないですね。始まる前の保育もありますね。8時から始まる保育もあるわけですから、入っていらっしゃいますね。ですから、本当に労働強化にならないように。中には、健康を損なわれている方もいらっしゃいますね。教育長はご存知ないですか。なかなか調子が悪くても休めない、こんな実態がありますね。やはり、先生方に余裕がなければいい園児教育はできないはずなのです。

教育長はおっしゃいました。先生が余裕を持って教育して行って、子どもたちを育てるのだとおっしゃっているのですから、もっともっと実態を見てやってあげるべきではないですか。教育長の見解をお伺いいたします。

それから、労基法違反ではないと。そうであってほしいと僕も願います。ただし、休憩がとれない、長時間労働を強いる、このような計画では駄目ではないですか。

それから、篠原小学校には用務員の方が3名いらっしゃって、いろんな仕事をされています。給食の準備等もされております。中主幼稚園は用務員がお一人ですね。300名の園児がいながら用務員の方はお一人。本当に、誰がいつ、給食の準備とかいろんなことをするのですか。園長先生自ら交通整理やいろんなことをされています。これが正しいのでしょうか。一過性のものであればいいのですよ。これが常態化していることが問題なのです。皆さん、もう少し出かけて行って現場を見るべきではないですか。どれだけ出かけられたのか、改めてお伺いします。

先ほどからの質問に対して、教育長、よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 本田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、住宅の件ですが、施策に一貫性がないというご指摘でございます。確かに、そうとらえられてもやむを得ない状況であったというふうに、私どもも認識をいたしております。今後建設する場合につきましては、先ほども申し上げましたが、旧中主、旧野洲の方で仕様の標準が違っておりましたので、今回統一するということになりましたので、今後につきましては、1階は高齢者、障害者向けにして、安全性の高いものにしていくということで統一したいというふうに思っております。

それから、ハザードマップの件、安全性の件なのですが、水路の件につきましては、先ほど申し上げましたように調査の中で検討していきたいというふうに思っておりますし、県管理区間の堤防につきましては、先ほども申し上げましたように、国、県等の協議もございまして、迅速に進めていただきますように、私どもとしても要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 本田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、どれくらい幼稚園に足を運んだかというご質問でございますが、園行事には、連絡が入りますと、これは必ず行っておりますし、過日、特にバスで園児が帰るとき、あの日一番混雑をしますから、そのときの状況を見に行きました。それが実態です。

それから、休憩時間等いろんな問題がございますが、財政の事情もございまして、本年度、預かり保育にだけ関わっていただく臨時の職員さんを本年度は5名雇用してありますよ。それが来年度は4名減になりまして1名だけということになりまして、いろいろ問題が起こっていると。保護者が心配をなさっているわけでありまして。何とかこの難局を乗り切ろうと、知恵を出し合いながら今対応に努めているところでございますが、現在、計画が進みました段階を申し上げますと、預かり保育を臨時の方は1名だけですから、来年の話ですよ、いわゆる正職並びに嘱託で対応していこうと。それも午後残るいわゆる預かりの子どもたち、お世話をいただく先生方が日替わりでこころと替わりますと、子どもたちは安定しません。したがって、預かりの子どもたちは2クラスくらいにまとめておきます。午前中に幼稚園教育、幼稚園だけで帰る子もいるのですよ。ところが、預かりの子は2クラスくらいにまとめておいて、そして午後になります。預かります。そして、その担任が主として面倒を見る。そうすると、本田議員がおっしゃるのは休む間がないのではないかと、休憩がとれないのではないかと、こういうようなことでございます。大変なのです。子どもたちから目が離せませんから、そこを工夫して、職員数は園長以下、現在

職員数は30名なのです。中主幼稚園は30名、園長を入れてですよ。6名の担任の先生が預かりの子を見ているわけですね。そして、支援をできないかというようなことを今検討しているわけですが、では他の先生方はこの間何をしているのか。特に忙しいのは降園のときが忙しい。バスに乗せる。子どもですから、バスに乗せればいいだけではありませんね。シートベルトも付けなければならないし、同じように添乗しなければならないし、通園バスが行きまして、親が待っていますから、そこで親に子どもを確認して降ろさないといけないという大変な仕事がございます。それが大体1時間弱だろうと思います。それが済みますと園も静かになります。

この間、園児がバスに乗るときは大変でした。一遍に乗れない。2台あるのですけれども、まず1台、それぞれ職員が2名乗りましてチャイルドシートをして、そして送っていく。そしてまた帰ってきます。ところが、2回目、子どもを待たしておかないといけない。廊下を集めまして、幼稚園の先生方はどうしているかといいますと、絵本の読み聞かせをしたり、いろんな工夫をして子どもたちが散らばってしまわないように待たせておくわけです。そういうように大変でございます。降園のときは大変なのですが、それが終わりますとちょっと静かになります。

そして、預かりの方を見に行きました。当然、本年度は預かり担当の臨時の先生がおりますから、給食の準備をしたり、いろいろとやっています。そこで、来年1人になるのだからということで、学級担任が残る。そして休憩時間ができるだけとれるように、他の先生が、30人いますから、6人の先生が預かっている。ですから、そこで融通をきかせまして、何とか休憩時間を確保できないかと。それを知恵を出し合っているところであります。大体固まってきたのです。で、預かりが始まりまして園が静かになっていきますね。預かりの子どもが3つぐらいに分かれるわけですからね。午睡もありますから園が静かになっていく。そして、他の先生方は教室の掃除をしなければならない。明日の教材研究をしなければなりません。大変でございます。

そういうようなことで、休憩もとらなければいけないし、みんなが協力して知恵を出し合って、そして事務局からできるだけサポートもしながら、何とかこの難局を乗り切ろうと、こういうことで今進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 今、現状を知っていただいたのは、本田議員と同じだと

思います。大変難しい状況であるということも私どもも承知をしております、そこで知恵を出し合わなければならなかったところでございます。しかし、先ほども申しましたように、預かり保育に携わる6人を後の24名でいかに支援していくか。そのあたりにつきましても大変難しい中でも解決していかなければならない点で、議員がおっしゃいますように、午後2時過ぎにいろいろしてありました種々の仕事につきましても、助け合い精神が可能な部分についてはよその教室も掃除をし、あるいは園内掃除につきましても、学年間の協力をして解決していこうとしているところでございます。いわゆる子どもたちの不安がございませんように、先ほど初回に申しましたように、保育園機能的な部分も成立させつつ、預かり保育の運営にかかっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

現在も忙しいですが、休憩時間の確保については鋭意努力をしているところでございますので、これにつきましてもよろしく願います。

申し忘れまして。給食配膳員につきましても、小学校は各1名の配置でございまして、篠原小学校だから3名ということはございません。職員数にいたしましては、先ほど例に出していただいています篠原小学校も、学級担任8名と校長、教頭と6人おりますが、全部で14人で学校経営をしておりますので、それは年齢差といえば年齢差かもしれませんが、この点もご理解いただきたいと思えます。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） もう少し教育長、本当に現状を知って下さい。行かれたのは聞いております。次長とおいでになったのは、1時間ほどね。この問題を解決するのに1時間ですか。本当は職員の皆さんと一緒に、どうしようかという会議を頻繁にやるのが大事なのです。そこで納得が出てくる。ゼロではないですから。園長先生を呼んで説明を受けられただけなのでしょう、次長も同様に。たまたま、他の園長経験者がいらっしゃるから、そのご意見を聞かれたとか、そういうことでしょうか。実態とはなかなか合わないところが出てきているというのが現状です。

努力するには、努力はわかります。子どもがいるのです。存在しているのですよ。始まってからでは遅いのです。だったら、先に手当てしておいて改善できたらカットして下さい。皆さんの努力によって改善はゼロの状態からスタートしろというのは無理なのです。現状5名の保育担当の臨時の方がいらっしゃってやっと回っている状態ですよ。これを減らすのなら、事前に改善すべきでしょう。違いますか。そこで納得が得られて初めて先生

方も協力ができるのだけれども、今の状態をどうするのですか。保育に入った方は必ずその時間担当の、自分たちの子どものための仕事が残るわけでしょう。その方は毎日残業ですよ。わかっていらっしゃるね、このことは。

それから、もう1点確認したいのだけれども、嘱託と正職を採用されるということですか。追加されるということですか。そうではないですね。現員のままでしょう。誰が対応するのですか。皆さんと一遍よく相談して下さいよ。そして、解決できてから減員して下さいよ。まして1学期は大変だというのは聞いていらっしゃるよ。一般家庭から直接来るのですから、そのところは一旦は体制をひいて、現状体制のままいって、これによしという見極めができたなら改善していく、こういうことが大事ではないですか。それをなさらないから、皆さん、先生方も保護者の方も、今度は子どもが不安を持ちますよ。これが本当にいい政策ですか。行政ですか。ぜひ、まずは現状でスタートしましょうよ。もしくは今3クラス、3歳児と4歳児と5歳児で1クラスずつ、その中で分けてあるから4クラスで、2名の方は3歳児の保育に入っている。合計5名ということですよ。ですから、3クラスにしたときに何が起こる、2クラスにしたら何が起こるといった問題点も全然チェックしないまま走ろうとしている。これが教育行政のやることなのではないでしょうか。おかしい。もう一度、まず先生方と相談して、緊急でやめる見通しを立てて下さい。もちろん、一過性の残業が出るのはやむを得ない。経常的に出ることはやめて下さい。

休憩はやはりとらせてあげて下さい。とれるような体制をひいたらやっていくと、それが大事ではないですか。次長、できれば一週間でも現場に行ってやってみて下さい。そうしたら実態がわかりますよ。この質問をするために、僕でも3回訪問しました。いろんな事情を聞きました。時間も長時間いただきました。先生方には大変ご負担かけましたけれども、その中でわかったことは絵がかけないこと、勤務の絵がかけないのです。なぜかと、必ず時間がオーバーフローになる。先生方の時間が足りない。休憩がとれない。市長、こんなことはあってはいけないことですね。労務管理として休憩がとれないというようなことがあってはいけない。教育長自ら、やっぱりそのところは皆さんの立場に立って考えなければいけないし、教育次長自らが出かけていって、毎日でもこの問題を先生方と協議して下さい。どうしたらいいのかと。その中から皆さんが納得できるような、無理やり変えてもらったのではない、素直な勤務体系がつかれるような絵をかいて下さい。そうしていただけますか否か、再度答弁をお願いします。

もう一点。簡単にいきますが、ハザードマップ、それから住宅の件では、ぜひ施策の一

貫性だけは付けて下さい。市営住宅、何がいいのかは皆さんとよく協議して下さい。その上でぶれのない施策を展開して下さい。これが一番大事だと思います。今回はぶれたことが問題です。ハザードマップについては、本当に危険がどうなのか、住民の皆さんが不安を持たないような絵と対策を講じていただくようお願いいたします。特に、いろんな形で今堤防の方は利用されておりますので、地域と協議も必要かと思えます。住民の皆さんが安心して住める環境づくりをぜひしていただくようお願いいたします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 本田議員の再々質問にお答えいたします。

昨夜、かなり遅くなったのですが、園長、副園長、それから今日議会に出ております関係者で寄りまして、ほぼ方向を固めた。それを申し上げますと、預かり保育を正職で対応していこうと、こういうことでございます。つきましては、先ほど申し上げましたように、学級担任以外のサポートの仕方、あるいは事務局からどのようなサポートをするか、そこら辺を早急に固めていきたい、このように思います。結論的にいいますと、預かり保育を正職、嘱託で対応する。それから、休憩時間、これはしっかりととれるように指導をいたします。

先ほどの預かり保育の、昨夜決定をしましたことを申し上げます。この案につきましては、正職が対応する、嘱託が対応する。この案につきましては、中主幼稚園の中で園長、主任、学級担任、いわゆる学校でいいますと運営委員会になりますが、そこで話を詰めたものを昨夜再検討したと、こういうことでございますので、幼稚園の運営委員の先生につきましては、理解をしていただいているものと認識しております。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第11号、第5番、奥村治男君。

5番（奥村治男君） 5番、奥村治男です。私は3点質問をさせていただきたいと思えます。

まず1点目は、幼稚園の登園方法の状況と子育て支援策についてお伺いしたいと思えます。長浜で発生いたしました2児殺害事件は、小さな子どもを持つ家庭に大きな衝撃を与えました。なぜ、このような痛ましい事件が発生したのか。その構造はこれからさらに明らかにされていきますが、マスコミの報道によりますと、少なくとも次の点が問題点としてクローズアップされております。1つ、半強制的なグループ登園によるストレス、2つ

目はグループ登園の不安を相談しても受けとめ切れなかった幼稚園の対応、3つ目は子育てに不安を抱える保護者への対応、この3つであります。そこでこの3点について教育長、健康福祉部長の見解を求めたいと思います。

1つ目に関しましては、本市の幼稚園においてはどのような登園スタイルをとっているのか。グループ登園はあるのか。あった場合、今回の事件を踏まえ、今後どのように対応するのか。ない場合、現状の登園方法に問題点、改善点はないのか。

2つ目に関しましては、保護者の不安をキャッチし、適切な対応をとるための関係機関との連携方策を、本市においてはどのようにつくっていかれるのか。

3つ目に関しましては、子育て支援は身近な地域で行われることが必要であると考えますが、子育て支援センターの現状と課題は何か、また子育てサークルやサロン活動に対する支援方策をどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

2点目でございますが、法定外公共物、里道・水路及び市有地の払い下げ促進についてお伺いしたいと思います。

地方分権推進計画に基づく地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法でございますが、これは平成12年4月1日に施行されました。これまで国有財産として国や県で管理されていた法定外公共物、里道・水路につきましては、すべて市町村へ譲与されました。平成17年4月1日以降は、里道・水路の官民境界確定協議や普通河川の占用許可業務、及び里道・水路としての機能をしていないものの用途廃止や払い下げ業務等、機能管理、財産管理は全部市町村で行われるように改革されました。

本市の現況調査において、里道・水路として機能していないものは、地域住民への払い下げを積極的に推進していく必要があると思われれます。また、市有地についても利用されていない遊休地については、この際売却処分をし、財政の大変厳しい中、財源に充てるべきと思われれます。次の点について都市建設部長、総務部長の見解を求めたいと思います。

1つ、本市の調査において機能していない里道・水路の総面積はどのくらいあるのか。

2つ、現況調査終了後、機能を有しないものについては隣接住民等に払い下げの希望調査等は実施されているのか。

3つ、払い下げ促進計画の策定スケジュールはあるのか。

4つ、市有地で利用されていない遊休地はどのくらいあり、売却計画はあるのか。

お尋ねしたいと思います。

最後に3点目、野洲市における就学援助の実情と運用の方向性についてお尋ねいたします。2006年1月3日の朝日新聞の記事によりますと、公立の小中学校で文具代や給食費、修学旅行費などの就学援助を受ける児童・生徒の数が、2004年までの4年間に4割近くもふえ、受給率が4割を超える自治体があることが明らかになっております。全国でも大阪は最も多く27.9%、滋賀県では9.4%となっております。

就学援助費は昨年3月の法改正で、2005年度から自治体が独自に資格要件を定める準要保護への援助について、国庫補助がなくなったため、その資格要件を厳しく、つまり縮小している自治体があるという。朝日新聞で荻谷剛彦東大教授が指摘しておられます。今後自治体が財政難を理由に切り捨てを進めるおそれもあり、教育の機会均等もなし崩しになっては、公平な競争社会とは呼べないとコメントしておられます。

本市において、就学援助の実情はどうなっているのか、また就学援助の運用の方向性について、教育長の見解を求めたいと思います。

以上。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） まず最初に、奥村議員の幼稚園の登園方法の状況と子育て支援についてのお答えをいたします。

まず、1点目の半強制的なグループ通園によるストレスについてでございます。市内の幼稚園6園のうち、4園がグループ通園を実施しております。幼稚園側は、保護者との協議の上での方法だというふうにとらえておりましたけれども、保護者側は従来からの経緯の中で半強制だと、そういうようなとらえ方をしておられた。そういうケースが複数ございました。そのことは、教育委員会としても重大に受けとめまして、園からの聞き取りを行った上で、保護者の意向の確認をしました。その結果、既に個人通園に変更した幼稚園もでございます。園長会で再三にわたり話し合い、平成18年度からは保護者の責任に基づく個人通園を基本とする、そういう予定でございます。

2点目の保護者の不安をキャッチし、適切な対応をとるための関係機関との連携方策についてです。幼稚園では、保護者と一番近い位置にいるのは担任ですが、不安感が高かったり、非常に難しい問題を抱えたりしている保護者には、経験の豊かな教務主任や園長が相談にあたります。その上で、さらに支援が必要な場合には、ふれあい教育相談センターの心理判定員やカウンセラー、また民生委員にも協力をさせていただきまして、対応を求めたりしております。

次に、子育て支援センターの現状と課題についてであります。野洲子育て支援センターは、開所いたしまして3年を迎えようとしています。子育て広場には、今年2月末現在で約6,000人の来所者がありました。既に昨年1年間の利用者数を上回っております。また、相談件数も2月末現在で約230件であります。

次に、課題ですが、家に閉じこもりがちな親子の対応であります。そのため、民生児童委員やボランティアの協力を得て、祇王、篠原学区を対象にコミセンで「とびだせ親子ひろば」を開催しまして、閉じこもりがちな親子が気兼ねなく集まり、身近な人との相談ができる場として利用していただきたいと考えております。

次に、サークルやサロン活動の支援についてですが、各地域では、民生児童委員やボランティアを中心とした子育て支援活動や、自治会が中心となった子育てサークル活動を展開されております。今後も、こういったグループがふえていくよう、自治会館やコミセン等で相談や交流ができる場所の確保や体制づくりについて支援してまいります。

それから、3点目になろうかと思うのですが、野洲市における就学援助の実情と運用の方向性についてお答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、就学援助費の準要保護児童・生徒援助費補助金につきましては、平成17年度から国の補助分が税源移譲されたため、各自治体において地域の実情に応じた認定、支給を行っているところです。

本市におきましても、離婚による母子家庭の増加、また不況による職場でのリストラ等の社会状況の変化によりまして、近年受給率は上がってきている状況でございます。認定率につきましては、平成14年度では合併前の旧町における認定率の平均をいたしました。その平均で3.6%、平成17年度では5.4%になっております。これは、今後もさらに増加する傾向にあると考えられます。

今後の就学援助費の運用の方向性につきましてですが、現在のところ認定基準等につきましては見直す予定はありません。昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由により義務教育諸学校へ就学が困難な者に対して、学用品費等を援助する経費の支出につきましては、児童・生徒の就学を保障し、経済的理由による長期欠席者数を抑えるなど、教育の機会均等、また義務教育の円滑な実施を図るため、必要不可欠であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 奥村議員の法定外公共物及び市有地の払い下げ促進につ

きましてのお答えをさせていただきます。

1点目の里道・水路の総面積についてでございますが、平成17年4月1日付で法定外公共物である里道・水路の譲与を受けましたが、公図をもとに作成した特定図面と所在地を示した位置及び財産の種類等を記載した国有財産一覧表により、譲与申請を行っております。特に、里道・水路につきましては、赤線や青線で示されておりまして、無番地で幅員や延長はもとより面積も示されておりませんので、総面積や箇所数については明確にできないのが現状でございます。

2点目の機能を有していない里道・水路の払い下げにつきましては、市内全域の現状を把握できないため、市からの希望調査は行っておりませんが、該当する市民からの問い合わせ等を受けまして、官民境界の申請から登記事務一切までを申請者の負担でお願いしておりまして、契約事務を実施してまいりたいと考えております。なお、平成17年度では2件の払い下げを実施いたしました。

次に、3点目の払い下げ促進に係る策定スケジュールにつきましては、現状の機能を有していない里道・水路の把握ができない状況もありまして、行政側からの判断はできないこと、また諸申請のための事務手続等の経費負担も発生するということから、申請者の申し出により実施してまいりたいと考えておりますので、スケジュールは策定してございません。

次に、4点目の市有地に関するご質問でございますが、市有地の遊休地につきましては、払い下げの申し出があった場合には現地を調査検討いたしまして、地元自治会との調整をとりながら、公有財産審議会の承認を得て財産の処分を行っておりますが、現在のところ、市内の遊休地の把握につきましては、詳細には把握し切れていないという状況でございます。18年度より遊休地の実態を調査いたしまして、利用可能な物件を見極め、売却が可能な物件から随時売却処分を進めていく予定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） 再質問をさせていただきます。

1番目の幼稚園の登園方法の状況でございますが、今教育長からご説明いただきまして、4月から基本的に個人送迎を基本とすると、個人通園を基本とするということであります。もう一つは、マイカーでの送迎でありますけれども、野洲の幼稚園におきましては、今までグループ登園をされていたわけですが、個人送迎になりますと、迎いの駐車場が

ないのが現状であります。こういった保育園のマイカーでの送迎をされる保護者、これはこういった駐車場がないことについては現状調査をしておられるのかどうか。例えば、旧中主町においてもそういった問題がありまして、駐車場の確保をしたような状況であり、また道路の幅員も広げたようなことがございました。この点について、きちっとそういったことを調査しておられるのかどうか。

2点目に、空車で走っていることが多い巡回バス、いろいろと出ておりますけれども、この際幼稚園の送迎に利用してはどうか。昨日、循環バスの利用目的が違うので現時点では難しいという発言がありましたが、幼稚園の送迎時間帯のみに利用するのであれば、市民の皆さんも納得していただけたらと思いますし、また子どもの安全通園が叫ばれている中、検討の余地はないのか、再度お聞きしたいと思います。

それと、幼稚園に通う子どもの中に、外国人の保護者がおられる幼稚園があります。これは教育長も先に言っておられましたけれども、日本の文化に馴染めない、日本語も不自由な人がいると、昨日説明されておりました。私の調査では、野洲幼稚園に通園されている韓国出身のお母さんがおられると聞いております。この方は日本語がなかなかできなくて平仮名しか読めない、漢字が読めないので、園からの通知文はすべてルビを振って渡していると。兄弟がおられたのですが、1人は昨年小学校に入学されまして、弟さんがおられるわけです。このお母さんはよく韓国へ帰られて何カ月も帰ってこない。日本語はこっちにおられたときにちょっと、たどたどしく覚えたと思ったら、長く向こうに帰っているものだから、また日本語を忘れて帰ってくると。こういう現状で、昨年までおられた園長が、祇王幼稚園へ替わっておられます。この園長がおられたときには、親身になってこのお母さんをサポートし、また地域の方たちにもサポート体制を頼まれて、時間外に自宅まで行って、あるいは日曜日にも行って親身にお世話されました。この園長先生が祇王幼稚園に替わられまして、今も心配しているいとサポートしておられるのですが、今申しました5歳児の弟が通っているわけですが、この5歳児の弟を送迎しておられるのですが、まだグループでの体制ができていない。友達ができていないということで、野洲幼稚園でも非常にこのことについては心配しておられるのです。

こういった野洲幼稚園の現状、それと中主幼稚園ではこの4月から入園する5歳児の母親が中国の方、この方も日本語も不自由であると聞いております。子育て相談など、保護者に対するサポート体制はできているのかどうか、お聞きしたいと思います。

近年、日本人の結婚の20組に1組は国際結婚であると言われております。多くは日本

人の夫とアジア人の妻の組み合わせであります、その件数は1980年代以降急増いたしまして、2003年には1980年の何と14.5倍にもなっているというふうに聞いております。外国人妻の国籍では、韓国・朝鮮やフィリピンを抜いて、2000年以降は中国が首位の座に着いているということでもあります。今や経済のみならず、結婚でも中国が最大の相手国と言われております。野洲市においても、保護者が外国人の子どもが今後とも保育園、幼稚園、小学校に入ってくるのが予想されますが、生活習慣の違い、文化の違いから来る外国人の抱える悩みや不安への対応を持つしっかりとした指導が、サポート体制が必要だと思われませんが、教育委員会としてはどのように取り組んでいられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、子育て支援の観点からお伺いいたします。先ほど本田議員の質問にもありましたが、預かり保育の件でございます。

私は旧中主町の選出議員として、昨日も地元の奥さんから夜遅く激怒の電話がかかってきました。合併して何ということだと、サービスは高い方に合わずということになっていたのと違うのかと。この預かり保育につきましては、ご存知のとおり、旧中主町におきましては14年から実施してきております。今現在、3歳児が16名、4歳児が26名、5歳児が33名、計75名いるわけですが、18年度からは60名になると聞いております。3歳児21名、4歳児14名、5歳児25名、計60名。現在はそれぞれ3歳、4歳、5歳児ごとに3クラスに分けておられたわけですがけれども、先ほど次長の発言があったように2クラスになるというように聞いておりますけど、この問題につきましては、保護者におきましては、長浜で起こった事件以来、前にもまして先生と園内外、また家庭における子どもたちのことについて話をし、コミュニケーションを深めたいと求めている中、通常保育の担任の先生が預かり保育に入ることはやめてほしいということで、昨日も強く要望がありました。それと、野洲市は子育て支援や就労支援の名目で預かり保育を開設されたにも関わらず、財政難を理由に預かり保育専属の先生を強硬に減らし、子育て支援を充実してもらえないのは保育の後退であるというふうに思います。こういった点について、もう一度教育委員会の方としては再考をお願いしたい。

先ほど、何とかこの難局を乗り越えたいということをおっしゃいました。昨夜遅く打ち合わせしたとおっしゃいました。これは一方的な教育長の押し付けであります。現場の先生との間に随分温度差があります。本田議員も先ほど指摘されたように、現場の先生は本当に休む間もなくオーバーワークになっておるのが現状であります。私も孫を預

けていまして、いつも迎えに行っていました。よく実情は知っております。本田議員が指摘されたとおりであります。保護者の皆さんは、今署名運動を活発にやっておられます。こういったことを踏まえ、保護者には十分説明もなしに予算の削減だけで一方的に5名おられた先生を1人にするということについては、これはもってのほかだと思います。もっとしっかりと保護者の意見を十分聞いた上で実施されたいと思います。

これまで教育委員会は、常にこういったことが何度かあります、いろいろな件で。例えば、これは旧中主町のことでありましたが、いきなり教育委員会の方針で夏の制服を廃止し、これも保護者にも何も伝達がなくて、保護者から相当問題が起こりました。いろいろと教育委員会は過去にもこういった問題を起こされております。合併してもう少し教育委員会の取り組み方が変わってくると思っておりましたが、非常にこういった問題が次から次へと出てまいります。現場へ行っておるとおっしゃっていましたが、本当に現場の実態をよく見られる必要があると思います。

私もきのう中学校の卒業式が終わった後、ちょうど給食の時間ですので、3歳児の給食、4歳児の給食、5歳児の給食を見てまいりました。特に3歳児は大変であります。入園後慣れたといっても、本当に先生の手間が大変かかっております。こういう現場をしっかりと見つめていただければ、今回の預かり保育につきまして、先生が兼務をするというようなことは、先生方の健康上から考えても毛頭考えられないと思いますが、この辺についてしっかりとお答えいただきたいと思います。それと、保護者が十分納得する説明会はいつされるのか。はっきりお答えいただきたいと思います。

それと、次に、野洲市における就学援助の実情と運用の方向性の件で再質問させていただきます。東京や大阪では、就学援助を受けている子どもが4人に1人とされておりまして。全国平均でも1割強になっていると言われておりますが、リストラや給与水準の低下などで環境が悪化した家庭がふえたためと言われておりますが、野洲市の6つの小学校全校生、3月1日現在で2,962名と聞いております。就学援助を受けている児童は、6つの学校でそれぞれ何%ぐらいになっているのか、わかっているならばお教えいただきたいと思います。

それと、就学援助の給付基準は自治体によって異なっておりますが、野洲市の給付基準は、市のホームページを見ますと、年間収入、控除後4人標準世帯でおおむね300万円程度以下の家庭になっていると。支給内容は給食費、学用品、通学用品、新入学用品、校外活動、修学旅行費などとなっておりますが、本市においては小学生、中学生への支給は

現在幾らぐらい支給されているのか、お伺いしたいと思います。

それと、次に里道・水路の件について伺います。これは、先ほど都市建設部長からお答えいただきましたけれど、現状が把握されていないということでありますが、旧中主町におきましては、この現況調査は建設課が窓口となりまして平成14年から15年、2年間にわたり地元区長立ち会いのもとに、公図に基づき実施してきました。野洲町においては、実態が把握されていないということでありますが、これは業者丸投げの調査ではなかったのか。どういう方法で調査されたのか、お伺いしたいと思います。

私は当時、地元の区長として現況調査に立ち会いました結果、里道・水路として機能を果たしていないものが幾つかあります。我々も知らなかったものが公図に基づいて現地を調査しますと、歩きますと随分あります。既に埋め立てられて個人の土地の一部に取り込まれているものや、建物が建っているところがあります。世代交代によって親がそういった今までの国有地を自分の屋敷に取り込んでおれば、子どもの代になってはわかりません。こういった土地につきましては、しっかりと該当者に説明をして、払い下げをし、買ってもらうようにしていくべきではないかと思いますが、旧野洲町の調査の実態、方法、把握しておられなかったという点につきまして、どのように今後対処していかれるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

教育長。

教育長（大堀義治君） 奥村議員の再質問にお答えをいたします。

まず幼稚園の個人送迎に関わりましての、特に駐車場の問題でございます。確かに、野洲幼稚園につきましては、駐車するところのごく限られています。車の方もおられると思うのですけれども、できるだけ自転車とか時間をずらしていただくとか、そういうような工夫をしていただければいけないのではないかなど、このように思います。

それから、巡回バスでございますが、先ほどもお答えをしましたように、これは目的が

違いまして、なかなか通園バスに転用ということにつきましては、これは今、私の立場では即答ができません。難しいだろうと、このように思います。

それから、外国人の保護者がおられて、日本の文化に馴染めないとか長期にわたって里に帰られるというようなこともお聞きしましたが、そのとおりでございまして、今園長を中心にしましてサポートをしていると。それから、他の幼稚園にも学校にもそういうような保護者がおられると思います。つきましては、なかなか中国語を教えたり、難しいところがございますから、これは国際交流協会にお願いをするなりしまして、連携をとっていきまして、乗り越えていかなければいけない、対応していかなければいけない、こんなことを思っております。

それから、預かり保育につきましてですが、これは先ほど本田議員にお答えをしたとおり、一応昨夜方向を決めまして、いずれ、もちろん今月中ですけれども、保護者に安心してもらえるように説明をしなければいけないと、このように思っております。

それから、就学援助の支給額につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、また後ほど報告をさせていただきます。それから、野洲市の支給率は全体で5.4%でございます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 奥村議員の循環バスの利用の件につきまして答弁させていただきます。

先ほど教育長も申し上げましたように、現の循環バスにつきましては、路線バスが走っていない交通の空白地域を埋めるものでありますし、また特に高齢者、障害者の社会進出の手助けをしようとする目的を考えますと、このバスを通園バスに利用するのは困難と考えております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、里道・水路の件ということで、以前に調査立会もしたということでございますが、その調査自体、両町とも同様の方法でやっております。丸投げということはございません。現地調査につきましては、公図と現地の位置確認のためということの調査でございますので、その時点で面積がわかるとかということではございませんので、先ほど申し上げ

ましたように、青線、赤線につきましては、無番地で幅員や延長はもとより面積も示されておられません。実際は登記簿に載っていないということでございますので、この時点で改めて登記簿に掲載するなどの手続、そのためには官民境界等をやる必要があるということでございますので、それでないと面積が確定しないということで、売却するにも面積がわからないという状況が多々ありますので、この状況というか、うちの方から調べて、里道・水路につきましては、こちらから売りに出すということが、経費の関係もございまして、経費の方が売却費用よりも高く付くということも多くありますので、この点については申請があり次第ということの手続を考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） 再々質問をさせていただきます。

先ほど教育長から、預かり保育の保護者への説明会はやるとおっしゃったのですが、もう新学期が目の前に迫っているわけです。いつされるのか、はっきりとしていただきたいと思います。

2つ目は、巡回バスは幼稚園の送迎には使えないということでしたけれど、それならば路線バス会社とも、一番その時間帯は路線バスもあいている時間帯です。路線バス会社とのそういった相談とかいったことをされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、教育長にもう一点お伺いしたいのは、幼稚園の安全対策であります。小学校の安全対策につきましては昨日教育長から説明がありましたが、幼稚園での施設面での安全対策はどのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

平成14年に完成しました中主幼稚園、三上幼稚園を比較いたしますと、中主幼稚園のフェンスは1.8メートルの高さで囲われております。玄関もインターホンを押して用件を伝えないと中に入れない、非常に安全体制は万全であります。それに対しまして、同じ14年にできた三上幼稚園は、フェンスも90センチメートル、歩道の方が高くて乗り越えて入られて、植木鉢は割られるわ、遊具にはいたずらされるわ、ガラスは割られるわということで、非常に保護者も心配しておられます。他の4つの幼稚園につきましても、フェンスは非常に低い。祇王幼稚園につきましては、コミセン側の方には植木が植えてありますが、何もフェンスが張りめぐらされていない。幼稚園の先生が竹でさくをされて、侵入をふせぐように幼稚園で手当てをしておられます。今日、フェンスの件については安全点検で専門業者に点検してもらっているという説明がありましたけれども、保護者の安全に対する不安を解消するには、こういった既設の幼稚園でフェンスの低いところについて

は早く改良工事をすべきだと思いますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

それと、都市建設部長にお伺いいたしますが、現状を把握していないということならば、里道・水路を自分の宅地に取り込んだ者が代が替わったらそのまま自分のところの、親の代にそういうことをしておれば、自発的に申請をするということは代が替わればわかりません。そういったところはきちっと現地を歩いて、現状をしっかりと把握される必要があるのではないかと思うのですが、この辺について再度今後どのような対応をしていかれるのか。本人から自発的に払い下げ申請が出てくるのを待っているようではいけないと思います。これは旧中主町の場合、各字ごとにスケジュールが立てられまして、それぞれ区長が立ち会って現場を調査しまして、他の区におきましても、こういったところが随所に見られたということを聞いております。野洲においても同じようなところがあるのではないかと思います。今後こういったことについてチェックをしていかれるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

それともう一点、幼稚園のお迎えの駐車場対策はしないと。自転車利用や時差のお迎えでは、文化ホールの利用があるときは子どもの安全が守られない。野洲の幼稚園につきましては、この点について再度教育長がどのような対策をとるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 質問の中で、旧野洲町のことが出ましたので、当時の責任者は私でございますので。

預かり保育、子育て支援事業を、何か聞いていると野洲町は疎かであったように聞こえるのですが、預かり保育は確かにやっていませんでした。しかし、保育園では時間外保育もやり、手厚いことをやってきました。今聞いていますと、預かり保育については私はちょっと口は出しませんが、やっぱりそういう事態はあるのですね。正規の保育士さんがいて、そこから延長になったときに、すべてが居残りはできない。そこへ誰か頼まなければいけないという実態もある。だから、子どもさんが先生が替わるとかなわないとか、その辺余り私は確たることは知っていませんので言いませんけれども、それはそれなりにやってきました。三上の幼稚園で保育士さんを入れなくて預かり保育をするではないかと。預かり保育というのは幼稚園が預かってくれるのではないのですか。保育所に本来行くべき子どもをね。保育所が幼稚園の子どもを預かるのと違うのですね。その辺なのです。それ

で、三上の幼稚園の内容は十分保護者と話し合いをしながら、そういう形におさまっていますので、ご安心をいただきたいと思います。

それともう一点、いわゆる国有地、赤線、青線でございますが、奥村さんは処分した方がいいのではないかとおっしゃるけれども、私は反対なのです。やっぱり昔牛追い道とか車道とか、それぞれ通る権利があった道なのです、それはね。今では自動車の社会ですから、大きく道を付けて裏から入ったり、表から入ったりする。それと私がもう一つ心配するのは、災害が発生したとき、火災の発生したとき、やはり空間として置いておくべきだと思います。3尺、6尺の道は。だから、それを処分して家を建てたらいいとそこへいっぱい家を建てられたら、もうそこは通れないということになります。だから、そういう今まであった財産は余り処分しない方がいいのではないかと。不法占拠しておられる人は、それは徹底的にやって、だけどそれは我々市役所ではわからないことですから、地元で、そういう台帳があるはずですよ。自治会でよく相談してもらって、あんたところはやっぱり不法占拠だという総意を持ってもらって、そして我々に言ってもらえれば法的な手続をとりますけれども、市役所が行って、おまえ出ているのではないかと、こんなことを言うには地元の了解も得て言わないといけないし、そういう実態を把握して、遊休地を処分せいと、これはよろしいと思うのです。里道、いわゆる赤線、青線をそう簡単に処分するのはどうかと。これは私の思いですけれども、ちょっと付け加えておきたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 奥村議員の再々質問にお答えいたします。

まず、中主幼稚園の保護者向けの説明会でございますが、現在まだ日時が決められていません。昨夜やっとこの案が出てまいりまして固まってまいりましたから、これは幼稚園の園長にも、必ず保護者に説明をしなければいけないとっておりますので、至急にこれは取り組んでまいります。

2つ目の路線バスの、これは国も今言っていますから、通学バスね。ところが、野洲の実態、幹線を走っているというようなことで、なかなか利用しにくい。バス会社と相談をしたのかと、こういうことでございますが、これはまた国なりあるいは県からの具体的な指導が入ってくるだろうと思うのです。そういう国の方向である。そして県の指導も受けながら検討してまいります。

それから、施設面のご質問がございました。これは後で部長から答えさせます。

それから、野洲幼稚園の駐車場の問題、これはずっと以前から課題になっておりまして、文化ホールに、近くに広い駐車場があるわけですが、文化ホールなり小劇場のお客さんの関係から、なかなか保護者が送迎用に使うてもらうということが難しいということですが、粘り強く検討をしてみたいと思います。

それから、就学援助費の金額でございましたね。就学援助費ですが、今年度の予算、1学期から3学期までの間ですが、総額でいいますと1,371万4,440円でございます。それから、18年度の予算を要求していますその資料に基づきましてですが、要保護児童・生徒就学援助費は22名を予定しております、その額が41万2,000円でございます。それから、準要保護の児童・生徒の就学援助費でございますが、これは238名予定しております。それを合わせまして、1,595万9,000円の予算要求をしております。1人当たり幾らという計算はできておりませんので申しわけないですが、今の資料はこれだけの報告をさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 奥村議員の幼稚園関係の施設面の整備でございますが、一つは、先ほど私が答弁させていただきました公園等の点検でございますが、これについてはそれぞれ自治会等に管理していただいております都市公園、あるいは児童公園、農村公園の管理の委託を専門業者にいただいているということでございますので、これはご理解いただきたいと思っております。学校、幼稚園のそれぞれの施設については、それぞれのその職員が管理しておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思っております。

特に、祇王幼稚園の今回の増築に係るフェンス等の関係でございますが、実は祇王幼稚園につきましても、増築にあたり今までのコミセンの用地を一部使わせていただきました。そうした中で、コミセンの話し合いの中でどのように子どもを見守っていくかということの話し合いの中でのフェンス等の設置でございますので、今後幼稚園とコミセンとも話し合いながら、それは検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、三上幼稚園についても、今後財政が許すならば早急に対応したいと思っておりますが、現場と十分話しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明16日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。(午後5時11分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年3月15日

野洲市議会議長            荒川泰宏

署名議員                西本俊吉

署名議員                矢野隆行